

第4次豊橋市産業戦略プラン（素案）

目 次

1. 豊橋市産業戦略プランとは	3
(1) 豊橋市産業戦略プランの構成	3
(2) 豊橋市産業戦略プランの位置付け	3
(3) 計画期間	3
2. 社会潮流	4
3. 本市産業の現状と社会情勢を踏まえた課題	6
4. 第4次豊橋市産業戦略プランについて	8
(1) 基本理念	8
(2) 基本方針	8
(3) 産業戦略プランの全体指標	10
(4) 戰略と主な取り組みの方向性と指標	11
5. 第4次豊橋市産業戦略プランの推進のために	21
(1) プランの進捗管理	21
(2) 多様な事業主体との連携	21

<資料編>

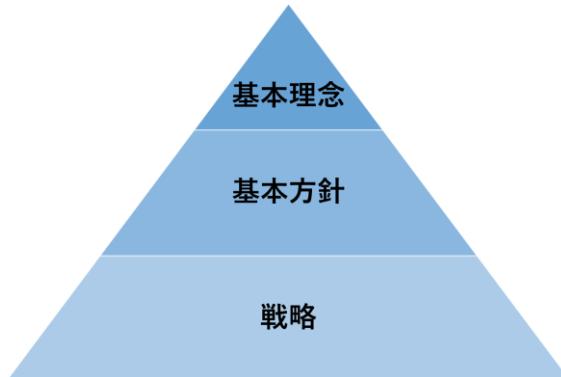
統計資料	24
豊橋市産業戦略プラン策定会議設置要綱	45
豊橋市産業戦略プラン外部委員等検討会議設置要綱	47
豊橋市中小企業振興基本条例	49

1. 豊橋市産業戦略プランとは

豊橋市産業戦略プランは、農業、工業、商業及びサービス業等のあらゆる産業を発展させるため、本市産業政策の基本的な考え方と戦略を明らかにするものです。

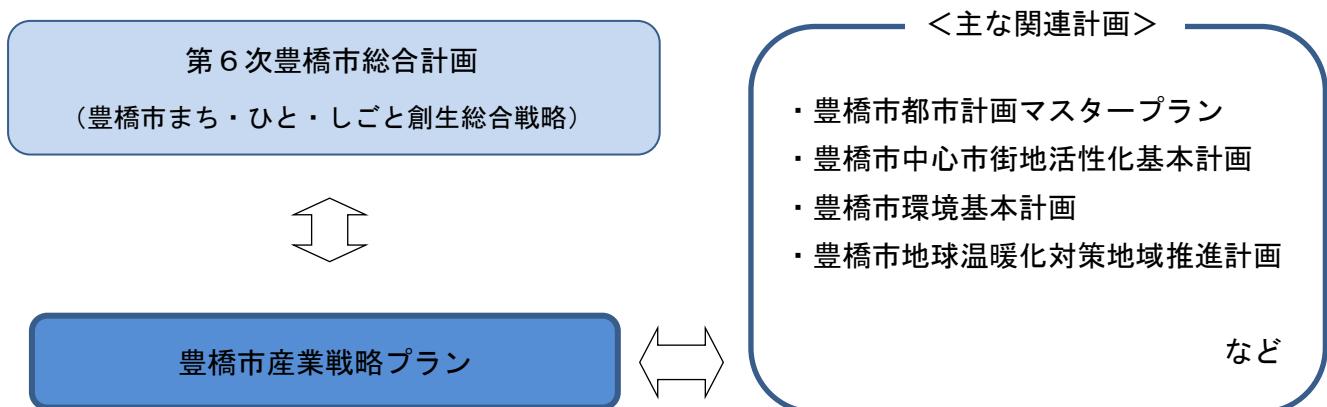
(1) 豊橋市産業戦略プランの構成

豊橋市産業戦略プランは、本市産業の発展に向けた基本的な考え方を明らかにする基本理念、基本理念に基づき計画的に推進するために定める基本方針、さらに、基本方針に基づき具体的な取り組みを進めるための戦略で構成します。



(2) 豊橋市産業戦略プランの位置付け

豊橋市産業戦略プランは、「第6次豊橋市総合計画（第3期豊橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略）」と連動しており、産業振興の実践計画として位置付けられるものです。また、地域経済の持続的な発展等を目的として制定された「豊橋市中小企業振興基本条例」や「豊橋市都市計画マスターplan」など関連する諸計画とも連携・整合を図りながら重点的に実施する施策を掲げるものです。



(3) 計画期間

第4次豊橋市産業戦略プランでは 2026（令和8）年度から 2030（令和12）年度までの5年間を計画期間として定めます。

2. 社会潮流

＜人口減少と人口構成の変化がもたらすもの＞

わが国の総人口は、2008（平成20）年の1億2,808万人をピークに減少局面に入り、死亡数が出生数を上回る人口自然減が続く本格的な人口減少社会を迎えてます。2020（令和2）年には1億2,615万人となり、総人口に占める65歳以上の老人人口割合は28.6%と前回の国勢調査より上昇するとともに、15歳未満の年少人口割合は12.1%と低下しており、少子化・高齢化が進むことで人口の年齢構成を示す人口構造の変化が進んでいます。

人口減少の進行は人口構造に大きな歪みをもたらし、労働力不足や社会保障などに係る費用の増大、空家の増加、地域コミュニティにおける担い手不足など、暮らしのさまざまな場面にさらなる影響が懸念されます。

＜さまざまなもの脅威＞

近年、人々の生命と財産を脅かす甚大な自然災害が頻発しており、本市においても、2023（令和5）年の台風第2号によって、市内各所が大きく被災しました。

また、2020（令和2）年から感染拡大した新型コロナウイルス感染症は、日常生活や社会経済に甚大な影響を与えました。2023（令和5）年5月には5類感染症に移行し、感染拡大以前の落ち着きを取り戻しましたが、新たな感染症が発生・拡大した際に対応できる社会システムの構築が求められます。この他にも、国際紛争¹や貿易摩擦²、サイバー攻撃³などにより、市民生活や経済活動に大きな支障をきたすなど、制御することが困難な危機事案は数多く存在します。

＜急速に発展する技術＞

AI⁴や自動運転などの技術は、今後人々にとってより身近なものとなり、生活や経済活動に大きな変化をもたらすことが考えられます。国は、デジタル技術を駆使した新たなビジネスモデルの確立や既存業務を変革するDX⁵を推進しています。

先進技術の活用を、生産性の向上や人口減少による労働力不足を補うためだけでなく、より快適で幸せに暮らすことのできる社会を実現していくためにさまざまな分野に取り入れていくとともに、利活用できる人材の育成が求められています。

1 國際紛争：国家間や地域間で発生する争いのこと。主な原因には、経済問題、宗教や文化の違い、民族間の対立などが含まれる。これにより難民の発生や貧困などの問題が引き起こされている。

2 貿易摩擦：貿易相手国との間に著しい貿易収支の不均衡が生じ、それが国内経済にも悪影響を及ぼし、そのため両国間で政治的・経済的利害の対立が激しくなること。

3 サイバー攻撃：インターネットやコンピュータネットワークを通して行われる不正な行為。

4 AI：人間が持っている、認識や推論などの能力をコンピューターでも可能にするための技術やソフトウェア、コンピューターシステムの総称。人口知能とも呼ぶ。

5 DX：ICT等が社会や組織、業務に浸透することによってもたらされる変革のこと。デジタルトランスフォーメーション（digital transformation）の略。

＜誰もが活躍することのできる社会＞

社会環境の変化に合わせて、人々のライフスタイルや価値観が多様化しています。人生 100 年時代と言われる中、誰もが住みたい地域で、暮らし方や働き方を自由に選択でき、互いの個性や人権を尊重しながら、健康で心豊かに暮らし続けられる環境が望まれています。

また、ライフスタイルや価値観の多様化に加えグローバル化の進展を背景に、年齢、性別、国籍、文化、習慣、障害などにかかわらず、個人として尊重され、それぞれが活躍できる環境づくりを求める機運が高まっています。相互に違いを理解し、多様性を生かして支え合うことができるよう、きめ細やかな支援が求められています。

＜持続可能な社会＞

気候変動や貧困、格差、差別など、世界が抱える深刻な問題に対応するため、2015（平成 27）年の国連サミットにおいて全会一致で採択された SDGs⁶は、日本においても広く普及しており、さまざまな取り組みが進められています。このような中、本市は、2019（令和元）年に内閣府の「SDGs 未来都市⁷」の選定を受けており、地域社会を取り巻く諸課題の解決に向け、さまざまな取り組みを展開しています。

SDGs の目標達成年である 2030（令和 12）年は、豊橋市産業戦略プランおよび上位計画である第 6 次豊橋市総合計画の計画期間終了年度でもあります。貧困や教育などの社会面の課題、産業基盤の整備や資源の有効活用、働き方の改善などの経済面の課題、そして地球環境や気候変動などの環境面の課題に正面から向き合い、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けた取り組みを進めていく必要があります。

6 SDGs : Sustainable Development Goals の略。2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記された、2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの国際目標。

7 SDGs 未来都市：SDGs の達成に向けた優れた取り組みを内閣府に提案し選定された都市（自治体）。本市は「豊橋から SDGs で世界と未来につなぐ水と緑の地域づくり」を提案し、2019（令和元）年度に選定された。

3. 本市産業の現状と社会情勢を踏まえた課題

第3次豊橋市産業戦略プランの総括と本市産業の現状、社会潮流を踏まえ、各分野における課題認識を以下のように整理します。

<農業>

- ◆収益の低下や高齢化等に伴う離農による農業者数の減少に対応するため、事業承継や新規就農を支援するなど、農業者の確保につながる取り組みを継続する必要があります。
- ◆気候変動や自然災害、労働力の不足、国際情勢等の影響により経営が不安定になりやすい農業者の経営状況改善のため、収益力向上に向けた生産性・効率性等の高い施設や機械の導入による農業生産現場の高度化やスマート化⁸の推進、価格転嫁が難しい生産コストの高騰に対する支援が必要です。
- ◆消費者の農業に関する危機感や関心が低いことから、農業の重要性や適正価格などへの理解を深める取り組みが必要です。
- ◆農業者が抱える課題の解決に資する製品やサービスを開発するため、スタートアップ⁹と農業者等が協働で実証開発に取り組む必要があります。
- ◆区画が小さく用排水施設が未整備の農地が未だ多いことや、耕作地が分散していることにより効率的な営農が難しい中、農作業の効率化や経営規模拡大、未利用農地の活用、災害に強い生産基盤の充実を図るため、地域計画¹⁰や農業生産基盤¹¹の整備により農地の大区画化や集積・集約化、用排水施設の整備、ため池・水路等の防災・減災対策を進める必要があります。
- ◆農産物の消費拡大のため、地域ブランド化による高付加価値化を図るとともに、生産量が安定した時期に合わせたプロモーションなどを実施することが必要です。

<工業・商業>

- ◆人口減少局面の下でも人材の確保や育成を進めていくために、多様な人材の確保に向けた企業の意識改革や誰もが働きやすい環境づくりへの支援、社会経済環境の変化に対応できるスキルやマインドを身に着ける産業人材の育成支援が必要です。
- ◆従業員の流出防止のほか、後継者不在による休廃業防止、災害に備えた企業 BCP¹² の作成、デジタル技術導入や顧客のニーズ・市場の変化などへの適応を支援することで、事業基盤の継続・強化を図ることが重要です。
- ◆市内事業所の約 99%を占める中小企業の振興を図るために制定した「豊橋市中小企業振興基本条例¹³」を踏まえて、関係者が相互連携していくことが必要です。
- ◆首都圏にあるイノベーション¹⁴活動拠点や愛知県により設置された STATION Ai¹⁵などのスタートアップの関係機関と連携を深めるとともに、スタートアップの革新的な技術やアイデアと地域事業者の課題を組み合わせることで、新技术・新製品の研究開発を促進させるなど、新しい事業の創造を支援する取り組みが必要です。
- ◆大学や企業が連携して研究開発に取り組むことで、その成果から新たなビジネスモデルを生み出すことが必要です。
- ◆国立大学法人豊橋技術科学大学の次世代半導体研究施設での新棟開所を契機として、半導体関連産業への市内企業の進出や市外企業の誘致を促進する必要があります。

◆産業用地の造成には長い期間を要するため、新たな用地確保に向けた早期の着手が必要となります。

<港湾>

◆三河港のコンテナ取扱量を増加させるため、インセンティブ制度¹⁶の拡充や新たな取扱貨物の創出を図る必要があります。

◆三河港の信頼性を高め利用の促進を図るため、港湾物流機能の効率化を進めるとともに、安定した物流を維持できるインフラを整備する必要があります。

◆三河港が全国トップクラスの自動車港湾であり続けるため、自動車保管用地の確保や、低環境負荷車両¹⁷の輸入に対応した施設・環境整備の支援を進める必要があります。

◆三河港が国内のみならず世界につながる物流ネットワークを維持・発展させるため、物流のニーズの変化を踏まえたサービスの提供や、戦略的なポートセールス活動を推進する必要があります。

<観光>

◆アウトドアツーリズム¹⁸が注目される中、来訪者数を増加させるため、本市の自然や文化を生かした体験型観光¹⁹などの創出や磨き上げが必要となります。

◆国内外からの観光客へのプロモーションと受入体制充実のため、多言語対応や情報が簡単に取得できるよう多様な視認性・デザイン性を持つ情報発信が必要です。

◆情報発信力を強化するため、デジタルマーケティング²⁰などを活用した消費者理解や、宿泊・交通事業者などと連携した取り組みが必要となります。

<その他>

◆北部地域の活性化を推進するため、豊橋新城スマートIC²¹（仮称）の整備に合わせ、地域内外からの人の往来を促進する広域交流拠点²²などの整備に向けた取り組みが必要です。

◆多目的屋内施設の整備に伴い、まちなかの賑わい創出による商業面の効果や本市全体の観光面の効果などが期待されるため、これらを活用し、産業振興につなげていく必要があります。

8 スマート化：IoT や AI などのデジタル技術を活用し、高度な情報処理、それに基づく行動判断や指示を行う状態にすること。

9 スタートアップ：AI、IoT などの最先端の技術を活用し、革新的なビジネスモデルを用いて急成長を目指す企業。

10 地域計画：農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、関係者による協議の結果を踏まえ、市町村が定める計画。地域計画においては、対象区域およびその区域における農業の将来の在り方、農用地利用に関する目標を定めている。

11 農業生産基盤：田畠・水路・農道などの農業生産の基礎となる土地や施設。

12 BCP：Business Continuity Plan の略。災害や事故などの緊急事態に遭遇した場合において、損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能するために、平常時に行なうべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

13 豊橋市中小企業振興基本条例：中小企業の振興について、市の責務等を明らかにし、中小企業の振興に関する基本理念と施策の基本となる事項を定め、これを総合的に推進することにより、地域経済の持続的な発展と市民生活の向上に寄与することを目的として制定した条例。

14 イノベーション：革新的な技術や発想によって新たな価値を生み出し、社会に大きな変化を起こすこと。

15 STATION Ai：名古屋市にあり、スタートアップ企業の創出育成及び企業の共創促進を目指し、様々な支援サービスを展開する国内最大級の拠点施設。

16 インセンティブ制度：助成金を交付するなど行動する意欲を高めるための刺激や動機付けを行う仕組み。

17 低環境負荷車両：二酸化炭素等の温室効果ガスの排出が少なく、環境への負荷が従来のガソリン車等より抑えられている車両。
(例)電気自動車(EV)、水素自動車、メタノール車(MFV)、天然ガス自動車(NGV)、ハイブリッド車(HV)、ソーラーカー等。

18 アウトドアツーリズム：自然環境を活用したアクティビティを通じて、観光客が地域の文化や自然を体験する旅行形態。

19 体験型観光：地域の文化・歴史・自然産業などに触れながら、旅行者自身が能動的に参加・体験することを重視した旅行形態。

20 デジタルマーケティング：インターネットや IT 技術を用いたマーケティング手法。

21 スマート IC：高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジ。通行可能な車両（料金の支払方法）は、ETC を搭載した車両に限定される。

22 広域交流拠点：観光資源、農業・農産物等の地域固有の資源を生かし、広域から多くの人が訪れ、交流する中で活気や活力を育む拠点。

4. 第4次豊橋市産業戦略プランについて

(1) 基本理念

『魅力にあふれ、発展し続ける地域産業づくり』

産業振興は、地域経済の活性化や雇用の創出、市民生活の基盤を支えるために不可欠であり、本市の発展を目指す上で極めて重要です。

第4次豊橋市産業戦略プランにおいては、第3次豊橋市産業戦略プランの総括や本市産業の現状と社会情勢を踏まえ、人口減少が進む中で、さまざまな変化や脅威に対応し、持続的に発展する地域産業づくりを引き続き進めています。それに加え、農業・工業・商業がバランスよく発展していることや、立地の良さ、大学との連携など、本市ならではの特色やポテンシャルを最大限に生かし、それぞれ異なる分野の強みを掛け合わせることで、新たな価値をさらに生み出すとともに、それらを発信することが重要であると考えています。

そこで、本プランでは、事業者や働く人、消費者などから選ばれる魅力あるまちとなることを目指し、基本理念を「魅力にあふれ、発展し続ける地域産業づくり」とし、産業振興に向けた取り組みを推進していきます。

(2) 基本方針

基本理念に基づき本プランを推進していくためには、まずは「既存産業の維持・強化」を図ることが不可欠である一方で、新たな価値を生みながら発展し続けられるよう、「新たな地域産業の創出」が必要となります。そこで、これら2つの方針を軸として、これらを支えるために重要である多様な「人材力の強化」と、本市産業の魅力を広く発信し、認知度を向上させる「魅力発信・プロモーションの推進」を加えた4つの方針を本プランの基本方針とします。これらを互いに意識しながら進めることで、相乗効果を生み出すことが期待できます。なお、これらの基本方針に基づいた取り組みの推進に当たっては、広域での連携や産学官金の連携など、さまざまな主体の連携が不可欠だと考えます。

＜基本方針1：既存産業の維持・強化＞

事業拡大や生産性向上に資する設備導入や、事業を継続していくためのリスク対応の強化及び事業承継等に対する支援など、市内事業者の経営基盤の強化を図ります。また、産業用地の確保や農地の大区画化や集積・集約化、三河港の港湾物流機能の効率化など、地域経済を支える産業基盤の整備を進めます。

＜基本方針2：新たな地域産業の創出＞

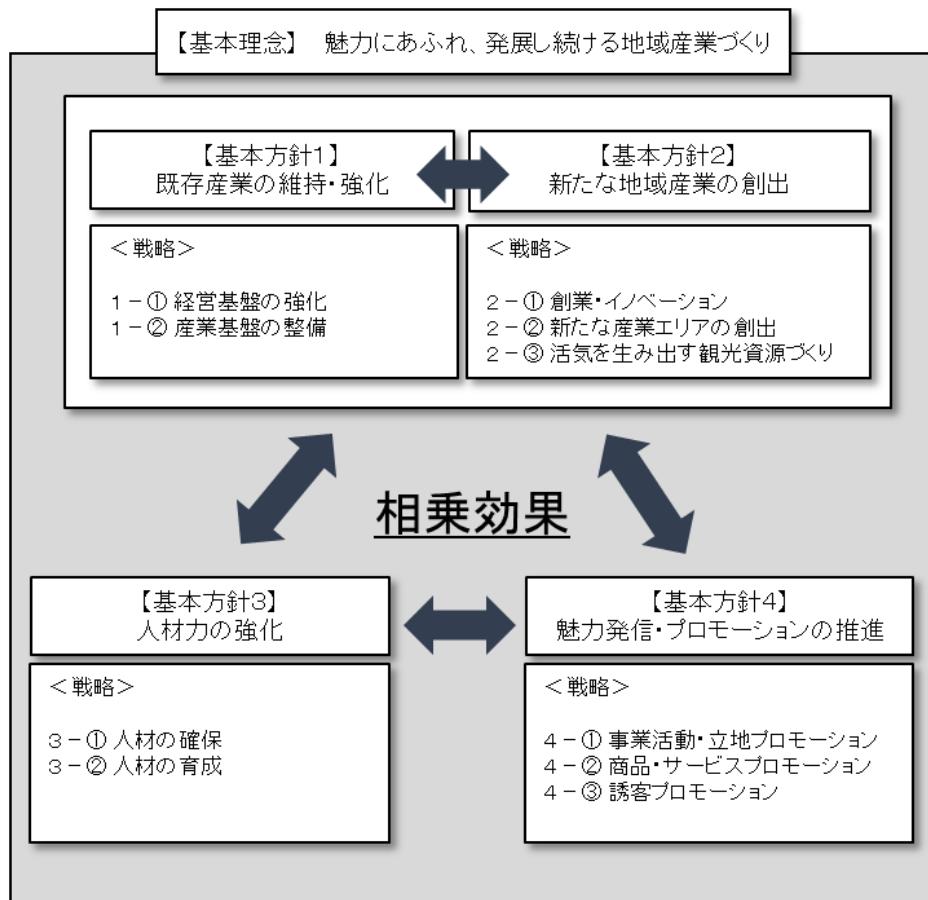
創業や新ビジネス、スタートアップ等によるイノベーションが持続的に起こる仕組みの構築を進めるとともに、道路などのインフラ状況を踏まえながら、産業拠点や、地域資源など本市産業の強みを生かした広域交流拠点の整備を進めるなど、新たな産業エリアを創出します。また、ロケの誘致推進や、観光資源の磨き上げとともに、新たに創出するなど、核となる観光資源づくりを進めます。

<基本方針3：人材力の強化>

新規就農や、市内事業者における外部専門人材など多様な人材の活用・働きやすい職場づくりの支援など、産業人材の確保を図ります。また、市内事業者が人材育成に積極的に取り組むべく機運の醸成を図るとともに、学びの機会を提供することで、DXやグローバル化など、急激に変化する社会経済環境に対応できる人材の育成を推進します。

<基本方針4：魅力発信・プロモーションの推進>

対象のニーズを的確に把握し、三河港のポートセールスや東三河5市連携による企業誘致活動の取り組みを進めるなど、事業者の誘致を促進するとともに、本市農産物などの販路開拓やブランドイメージ向上のためのプロモーションの支援を実施するほか、体験型観光等を活用し、国内外の観光客から選ばれるプロモーション活動を推進します。



(3) 産業戦略プランの全体指標

基本理念である「魅力にあふれ、発展し続ける地域産業づくり」に基づき、事業者や働く人、消費者などから選ばれる魅力あるまちの実現を目指すため、以下の項目を第4次豊橋市産業戦略プランの全体指標として設定し、産業戦略プランの着実な推進を図ります。

<新規創業者数（累計）>

基準値（2024（令和6）年度）	目標値（2030（令和12）年度）
2,677人	4,897人
※2014（平成26）年度以降累計	※計画期間5年間で1,850人増加

<工場などの新規立地・増設件数（累計）（※）>

基準値（2024（令和6）年度）	目標値（2030（令和12）年度）
33件	76件
※2020（令和2）年度以降累計	※計画期間5年間で40件増加

（※）市が支援した製造・物流拠点の新規立地・増設件数

<農業産出額²³（推計）>

基準値（2023（令和5）年）	目標値（2030（令和12）年）
420.6億円	435.0億円

<市内宿泊施設への宿泊者数>

基準値（2024（令和6）年度）	目標値（2030（令和12）年度）
735,555人	900,000人

23 農業産出額：市町村ごとの農業生産の実態を金額で評価した指標。農林水産省が農林業センサス等を用いて推計する。

(4) 戦略と主な取り組みの方向性と指標

4つの基本方針に基づく戦略と戦略を進めるための主な取り組みの方向性を以下のように定めます。

基本方針	戦略	主な取り組みの方向性
<基本方針1> 既存産業の維持・強化	1-① 経営基盤の強化	生産性向上に対する支援
		事業拡大の支援
		事業承継の支援
		リスク対応への支援
	1-② 産業基盤の整備	既存産業の用地確保
		効率的な農業を実現するインフラ整備
		三河港の機能強化
<基本方針2> 新たな地域産業の創出	2-① 創業・イノベーション	創業・起業の支援
		新たなビジネス創出の促進
		スタートアップの育成支援
		大学や地域事業者、金融機関等との連携
	2-② 新たな産業エリアの創出	豊橋新城スマート IC（仮称）周辺地域における土地利用の推進
		新たな産業拠点の整備促進
	2-③ 活気を生み出す観光資源づくり	観光資源の創出
		観光資源の磨き上げ
		ロケ誘致の支援
<基本方針3> 人材力の強化	3-① 人材の確保	新規就農の支援
		市内事業者的人材の確保
		働きやすい環境整備
	3-② 人材の育成	人材を育成する機運醸成
		学びの機会の提供
<基本方針4> 魅力発信・プロモーションの推進	4-① 事業活動・立地プロモーション	企業誘致活動の推進
		ポートセールス活動の推進
	4-② 商品・サービスプロモーション	販路開拓の支援
		地産商品の PR
	4-③ 誘客プロモーション	観光プロモーションの推進
		ロケ地の活用
		インバウンドの推進
		受入れ体制の整備

◆戦略 1-① 経営基盤の強化

<主な取り組みの方向性>

生産性向上に対する支援

- ・施設の整備や農業機械等の導入に対する支援
- ・高度な環境制御技術の活用や労務管理の最適化を図るなど次世代施設園芸の普及に向けた取り組みへの支援
- ・工場などの生産性向上に資する設備の導入支援
- ・市内事業者のデジタル技術導入に対する支援 など

事業拡大の支援

- ・工場などへの再投資や高度先端分野の立地に対する奨励金の交付
- ・株式上場を目指す企業の支援 など

事業承継の支援

- ・市内事業者に対する事業承継の周知・啓発
- ・「とよはし事業承継ひろば²⁴」による相談体制の強化 など

リスク対応への支援

- ・飼料・肥料価格高騰に対応する支援
- ・有害鳥獣の駆除・被害防止活動の推進
- ・気温上昇による農作物の生育不良や害虫被害に対する支援
- ・BCPや事業継続力強化計画²⁵の策定に向けた啓発及び支援
- ・制度融資²⁶による資金調達の円滑化の支援 など

指標名	基準値（2024（令和6）年度）	目標値（2030（令和12）年度）
先端技術等を活用し、生産性の向上を図った農業者等に対する支援件数（累計）	145 件 ※2016（平成28）年度以降	265 件 ※計画期間5年間で100件増加
「とよはし事業承継ひろば」の相談件数（累計）	1,704 件 ※2021（令和3）年度以降	4,130 件 ※計画期間5年間で2,000件増加
BCP等の策定・改訂に対する支援件数（累計）	32 件 ※2015（平成27）年度以降	56 件 ※計画期間5年間で20件増加

24 とよはし事業承継ひろば：愛知県事業承継・引継ぎ支援センター、豊橋商工会議所、地元金融機関、㈱日本政策金融公庫、愛知県信用保証協会、豊橋市が連携して事業承継の取り組みをサポートするプラットホーム。

25 事業継続力強化計画：中小企業強靭化法に基づいて、発災時の初動対応の手順など防災・減災の事前対策に関して中小企業が策定する計画。計画を策定し、国の認定を受けると税制措置や金融支援、補助金の加点などの支援策が受けられる。

26 制度融資：金融機関、信用保証協会及び自治体が責任を分担し、リスクを分散する制度に基づいた融資。金融機関が独自に行うプロパー融資に比べて、法人代表者以外の連帯保証人や担保が原則不要、低金利等の利点がある。

◆戦略 1-② 産業基盤の整備

<主な取り組みの方向性>

既存産業の用地確保

- ・農地中間管理機構²⁷の取り組みに対する支援
- ・産業用地確保に向けた取り組み など

効率的な農業を実現するインフラ整備

- ・かんがい排水²⁸施設整備による安定的な農業用水の供給
- ・ほ場²⁹整備による農地の大区画化や集積・集約化
- ・農地保全管理活動³⁰に対する支援 など

三河港の機能強化

- ・港湾関連用地及び工業用地等の確保に向けた取り組み
- ・臨港地区における道路整備の促進 など

指標名	基準値（2024（令和6）年度）	目標値（2030（令和12）年度）
認定農業者 ³¹ 、認定新規就農者 ³² 等の農地利用集積率	30.9%	35.0%
農業生産基盤整備面積（累計）	213.9ha ※2001（平成13）年度以降	295.9ha ※計画期間5年間で70.0ha増加
完成輸入自動車の取扱台数	126,399台	180,000台

27 農地中間管理機構：2014（平成26）年度から開始された農地中間管理事業を実施するため、各都道府県に設置された機関。農地中間管理事業は、貸出希望農地を集め、農地をまとまった形で借受け希望農家等に貸し出すことで、農地の大規模な集約化に効果的であるとされている。

28 かんがい排水：農地に安定して必要な水を供給することや過剰な水を農地から排出すること。

29 ほ場：田、畑、果樹園等、農作物を栽培するための農地。

30 農地保全管理活動：自然環境の保全等、農業や農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、農業者や地域住民等から構成される組織が排水路や農道などの地域資源を適切に保全管理する活動。

31 認定農業者：農業経営の改善に関する目標等を記載した農業経営改善計画を作成し、その計画が適当である旨の市長等の認定を受けた農業者。

32 認定新規就農者：新たに農業を始めるにあたって、農業経営に関する目標等を記載した青年等就農計画を作成し、その計画が適当である旨の市長等の認定を受けた農業者。

◆戦略2-① 創業・イノベーション

<主な取り組みの方向性>

創業・起業の支援

- ・「とよはし創業プラットホーム³³」による創業・起業支援
- ・空き店舗を活用した創業等に対する支援 など

新たなビジネス創出の促進

- ・業態転換³⁴など新たなビジネスに対する支援
- ・新規事業の立ち上げ支援 など

スタートアップの育成支援

- ・スタートアップによる新事業創造の支援
- ・農業分野も含めたスタートアップの創出育成支援 など

大学や地域事業者、金融機関等との連携

- ・大学や地域事業者、金融機関と連携した新たなビジネスモデル創出の支援
- ・半導体分野等での大学と地域事業者の連携に対する支援
- ・首都圏にあるイノベーション活動拠点や STATION Ai などのスタートアップの関係機関との連携の強化 など

指標名	基準値（2024（令和6）年度）	目標値（2030（令和12）年度）
業態転換など新たなビジネスに対する支援件数（累計）	42 件 ※2022（令和4）年度以降	126 件 ※計画期間5年間で70件増加
スタートアップ等新規事業支援件数（累計）	85 件 ※2022（令和4）年度以降	261 件 ※計画期間5年間で140件増加

33 とよはし創業プラットホーム：豊橋商工会議所、地元金融機関、㈱日本政策金融公庫、㈱サイエンス・クリエイト、愛知県信用保証協会、豊橋市が連携して創業を目指す方をサポートするプラットホーム。

34 業態転換：現在の営んでいる業種とは異なる業種に変更して、新たな事業を営むこと、又は既存業種を継続しつつ、新たに異なる業種の事業を営むこと。

◆戦略2－② 新たな産業エリアの創出

<主な取り組みの方向性>

豊橋新城スマート IC（仮称）周辺地域における土地利用の推進

- ・地域農業の新たな価値創出を目指す土地利用の検討
- ・新たな産業用地の整備
- ・地域資源など本市産業の強みを生かした広域交流拠点の整備 など

新たな産業拠点の整備促進

- ・交通基盤などの利便性が高い地区を中心とした新たな用地の確保 など

指標名	基準値（2024（令和6）年度）	目標値（2030（令和12）年度）
整備が決定した開発用地数 (累計)	—	3箇所 ※計画期間5年間で3箇所増加

◆戦略2－③ 活気を生み出す観光資源づくり

<主な取り組みの方向性>

観光資源の創出

- ・宿泊・交通事業者等と連携した観光商品の造成
- ・コンテンツホルダーとの関係構築
- ・新たな体験型観光商品の造成 など

観光資源の磨き上げ

- ・各種まつりやイベントの開催・支援
- ・道の駅「とよはし」を拠点とした体験型観光の推進
- ・イベントや空間活用によるまちなかの魅力向上 など

ロケ誘致の支援

- ・とよはしフィルムコミッショ³⁵への活動支援 など

指標名	基準値（2024（令和6）年度）	目標値（2030（令和12）年度）
体験型観光プログラム等の創出数（累計）	11件 ※2024（令和6）年度以降	33件 ※計画期間5年間で19件増加
ロケ誘致の作品数（累計）	27件 ※2023（令和5）年度以降	87件 ※計画期間5年間で50件増加

35 とよはしフィルムコミッショ：豊橋市の地域資源を活用しながら映画・ドラマ等のロケ支援及び誘致を行う法人。

◆戦略3-① 人材の確保

<主な取り組みの方向性>

新規就農の支援

- ・新規就農者に対する研修の実施
- ・首都圏などからの新規就農者の呼び込みや定着に向けた支援
- ・後継者による施設や農業機械等の導入や修繕に対する支援
- ・雇用就農の受け皿となる法人の確保・育成 など

市内事業者の人材の確保

- ・事業者向け大型運転免許等の取得支援
- ・就職サイト掲載や採用ホームページ作成等に対する支援
- ・移住者や移住者を採用した事業者への支援
- ・市内事業者に就職した者への奨学金返還の支援
- ・副業人材など多様な人材の活用支援 など

働きやすい環境整備

- ・魅力的な働きやすい職場づくりの支援
- ・福祉増進を図る労働関係団体の活動支援 など

指標名	基準値（2024（令和6）年度）	目標値（2030（令和12）年度）
新規就農者数（累計）	73人 ※2021（令和3）年度以降	193人 ※計画期間5年間で100人増加
人材確保に関する補助金交付件数（累計）	606件 ※2015（平成27）年度以降	1,336件 ※計画期間5年間で630件増加
働きやすい職場づくり補助金交付件数（累計）	72件 ※2017（平成29）年度以降	164件 ※計画期間5年間で80件増加

◆戦略 3-② 人材の育成

<主な取り組みの方向性>

人材を育成する機運醸成

- ・人材育成に取り組む企業への支援
- ・人材育成を推進するための交流会等の開催 など

学びの機会の提供

- ・食と農への理解促進イベントの開催
- ・地域の大学や農業者と連携した先端農業³⁶ 研修や農業講座の開催
- ・とよはし産業人材育成センター³⁷ 等を活用した学ぶ機会の提供 など

指標名	基準値（2024（令和6）年度）	目標値（2030（令和12）年度）
豊橋市人材育成推進宣言企業 ³⁸ の宣言企業数	81 社	200 社
産業人材育成事業への参加者数	29,054 人	50,000 人

36 先端農業：IoT、AI、ロボティクスなどの先端技術を活用し、生産性や効率性の向上を図る農業。

37 とよはし産業人材育成センター：豊橋市が開設した産業人材の育成拠点施設。

38 豊橋市人材育成推進宣言企業：従業員の学びを促進する環境づくりや、キャリア形成の支援等、人材育成に積極的に取り組むことを宣言する企業。

◆戦略4-① 事業活動・立地プロモーション

<主な取り組みの方向性>

企業誘致活動の推進

- ・農業振興に資する農業法人の誘致等の検討
- ・東三河5市連携による企業誘致活動の展開
- ・立地企業に対する奨励金の交付
- ・オフィスを開設する事業者に対する支援
- ・半導体関連産業の集積 など

ポートセールス活動の推進

- ・ポートセミナーの開催による三河港の情報発信
- ・企業ヒアリングによる情報収集及び三河港のPR活動 など

指標名	基準値（2024（令和6）年度）	目標値（2030（令和12）年度）
企業立地奨励金の指定件数 (累計)	36件 ※2019（令和元）年度以降	63件 ※計画期間5年間で25件増加
オフィスの進出件数（累計） (※)	2件 ※2024（令和6）年度以降	40件 ※計画期間5年間で30件増加
コンテナ取扱量	23,862TEU	30,000TEU

(※) 市が支援したオフィスの進出件数

◆戦略4-② 商品・サービスプロモーション

<主な取り組みの方向性>

販路開拓の支援

- ・海外での農産物の販売促進活動の実施
- ・県内市町村や三遠南信地域³⁹など広域連携の強化による農産物の輸出、品目拡大の支援
- ・新規顧客獲得を図るための展示会等への出展に対する支援 など

地産商品のPR

- ・首都圏等の飲食店や小売店等における豊橋産農産物を利用したメニュー提供及びPRの実施
- ・6次産業⁴⁰化商品の開発及び販売促進
- ・地産地消の普及・啓発
- ・豊橋産農産物のブランド化 など

指標名	基準値（2024（令和6）年度）	目標値（2030（令和12）年度）
展示会等に出展する事業者に対する支援件数（累計）	122 件 ※2021（令和3）年度以降	280 件 ※計画期間5年間で132件増加
農産物の国内プロモーション回数（累計）	133 回 ※2022（令和4）年度以降	355 回 ※計画期間5年間で185回増加

39 三遠南信地域：愛知県東三河地域を「三」、静岡県遠州地域を「遠」、長野県南信州地域を「南信」とした3県の県境にまたがる地域のこと。

40 6次産業：加工（2次産業）や販売（3次産業）などにも取組む農業（1次産業）の多角的経営。

◆戦略 4-③ 誘客プロモーション

<主な取り組みの方向性>

観光プロモーションの推進

- ・宿泊事業者、交通事業者等と連携したプロモーションの推進
- ・MICE⁴¹ の開催支援
- ・コンテンツと連携した PR 活動 など

ロケ地の活用

- ・映像作品を活用した PR 活動 など

インバウンド⁴² の推進

- ・訪日外国人の誘客の強化
- ・DMO⁴³ や近隣市町村と連携した広域観光の推進 など

受け入れ体制の整備

- ・観光案内所の機能強化
- ・豊橋競輪場における場内施設の適正化・合理化に向けた対応 など

指標名	基準値（2024（令和6）年度）	目標値（2030（令和12）年度）
観光入込客数 ⁴⁴	4,567,936 人	5,012,000 人
豊橋観光案内所の利用者数	11,912 人	15,000 人

41 MICE：企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(Incentive Travel)、国際機関・団体・学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字で、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントの総称。

42 インバウンド：訪日外国人旅行者の略。外国人旅行者を自国へ誘致すること。

43 DMO：Destination Management/Marketing Organizationの略。地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域の舵取り役。多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定し、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人。

44 観光入込客数：観光庁が行う観光入込客統計の統計数値。観光地点及び行祭事・イベントに訪れた旅行者の人数。

5. 第4次豊橋市産業戦略プランの推進のために

急激に変化する社会経済環境に対応しながら、地域産業の持続的な発展を進めるためには、本プランにおける指標や取り組みの実施状況を把握し、定期的に事業の改善を行うとともに、産学官金が連携し、地域産業づくりを推進する必要があります。さらに、本市だけでなく他市町村と連携した取り組みが重要となります。

(1) プランの進捗管理

各指標の目標の達成状況や関連する取り組みの実施状況について把握し、効果検証しながらPDCAサイクル⁴⁵を回していくことで、目標達成に向けた事業の見直しや新たな事業の立案を行います。

(2) 多様な事業主体との連携

産業関係団体や大学、金融機関などが進める事業の進捗や課題などの情報を共有し、同じ方向性のもと連携することで、事業の相乗効果を出すとともに、新たな事業の検討などを進めます。

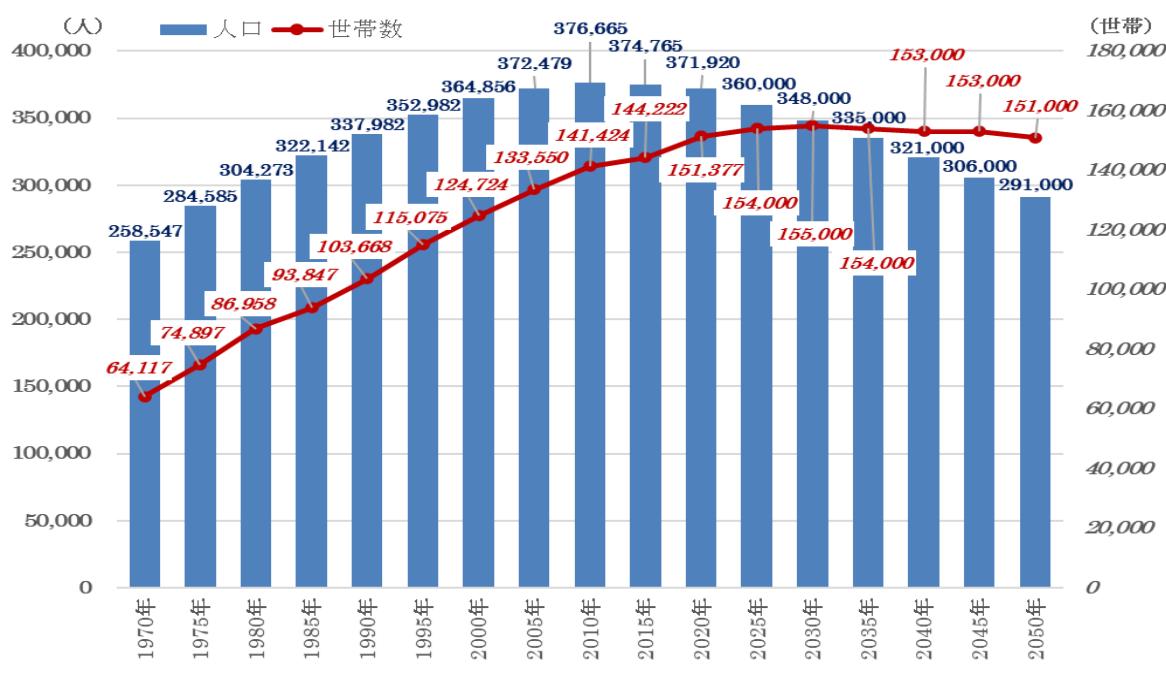
これらの連携に加えて、本市を含む東三河地域や愛知県、首都圏など、広域的に連携し、互いの強みを生かしながら効果的に事業を進めることで、地域経済の活性化を図るとともに、本市産業の競争力を向上させ、持続的に発展する地域産業づくりを進めていきます。

45 PDCAサイクル：Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の4つのステップを繰り返し回すことで、業務の品質や効率を継続的に高めていく手法。

資料編

<統計資料>

人口・世帯数の推移と推計（豊橋市）

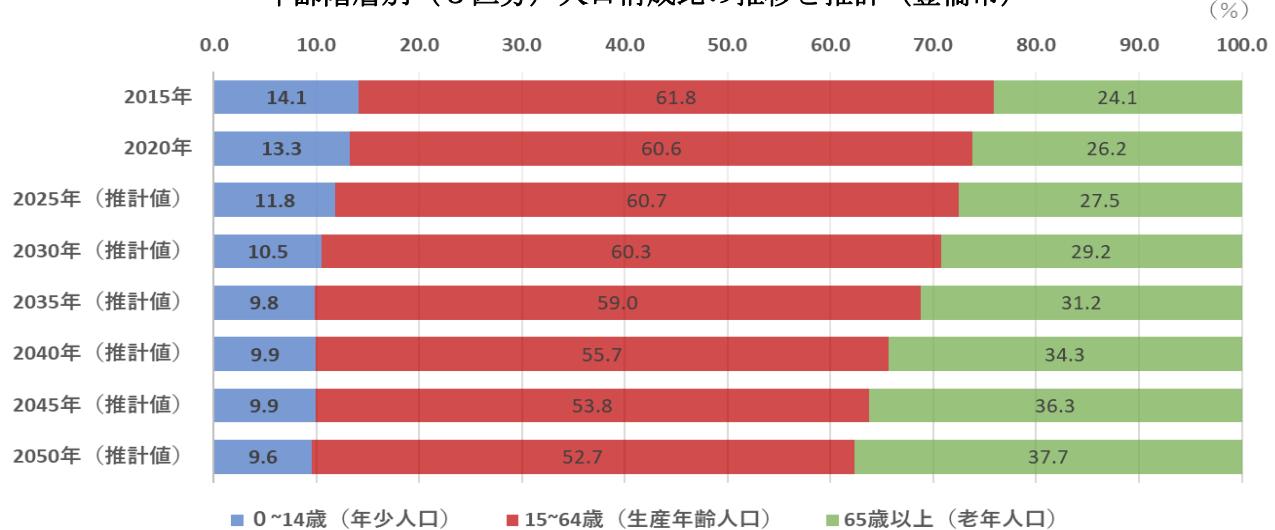


資料／国勢調査

※2020（令和2）年までは国勢調査の実績値。2025（令和7）年以降は第6次豊橋市総合計画後期基本計画の推計値（コート法）

国勢調査によると、本市の人口は市制が施行された1906（明治39）年から100年余りでおよそ10倍にまで増加し2010（平成22）年には376,665人に達しましたが、その後10年間で約4,700人減少し、2020（令和2）年には371,920人となり、2030（令和12）年には348,000人となる見込みです。

年齢階層別（3区分）人口構成比の推移と推計（豊橋市）

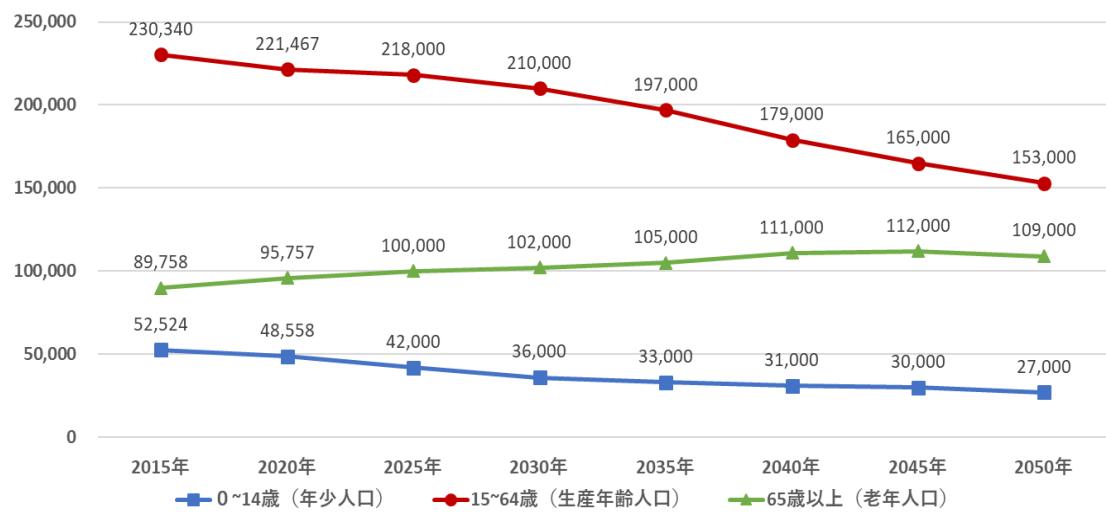


資料／国勢調査

※小数点以下第2位を四捨五入して算出したため、合計が100にならない場合がある。

※2020（令和2）年までは国勢調査の実績値。2025（令和7）年以降は第6次豊橋市総合計画後期基本計画の推計値（コート法）

年齢階層別（3区分）人口の推移と推計（豊橋市）



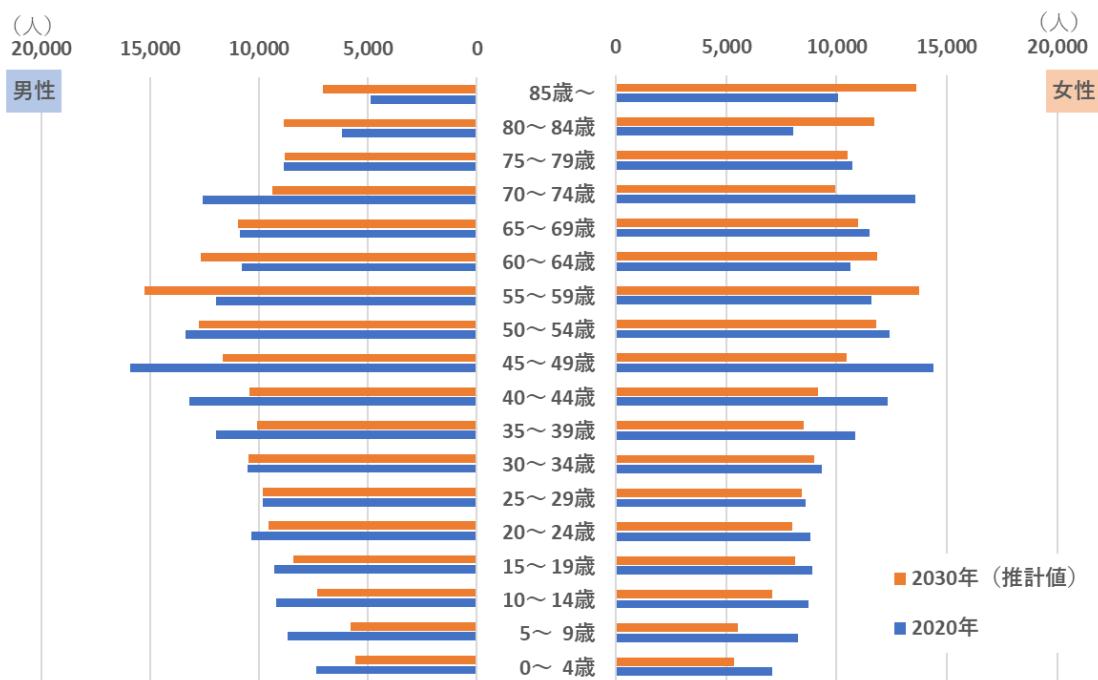
資料／国勢調査

※2020（令和2）年までは国勢調査の実績値。2025（令和7）年以降は第6次豊橋市総合計画後期基本計画の推計値（コードホート要因法）

※2015（平成27）年、2020（令和2）年は年齢不詳分を加味していないため合計値が人口推計の総数と一致しない。

※2025（令和7）年以降は端数処理のため3区分の合計値が人口推計の総数と一致しない場合がある。

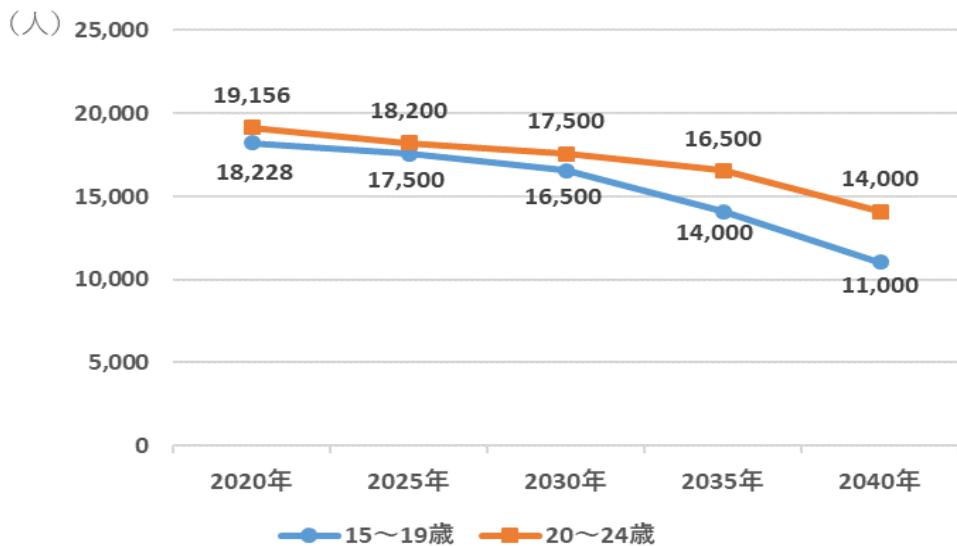
年齢5歳階級別人口構成（豊橋市）



資料／国勢調査

※2020（令和2）年までは国勢調査の実績値。2025（令和7）年以降は推計値（コードホート要因法）

15～19 歳、20～24 歳人口の推移と推計（豊橋市）



資料／国勢調査

本市の年齢階層別人口を見ると、一貫して年少人口と生産年齢人口の総数・割合は減少し、老人人口は増加しています。また、2030（令和 12）年にはおよそ 3 人に 1 人にまで高齢化が進む見込みです。

年齢 5 歳階級別人口構成では、少子化・高齢化を表す「つぼ型」が一層鮮明となる見込みです。出生数の低迷だけでなく、平均寿命の延伸などの社会的背景も相まって、少子化・高齢化は年々進むため、産業人材の確保が一層困難となることが予想されます。

産業別 15 歳以上就業者数（豊橋市）

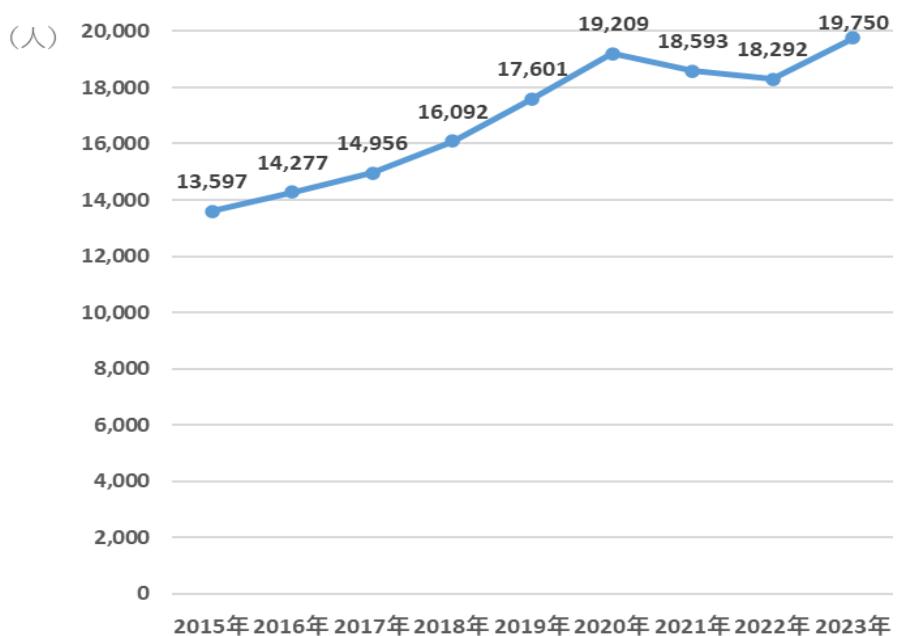
産業別	就業者数（人）／構成比（%）		
	2010(平成 22)年	2015(平成 27)年	2020(令和 2)年
1次産業	10,278 / 5.4	10,255 / 5.4	9,648 / 5.1
農業, 林業	10,212 / 5.3	10,178 / 5.4	9,578 / 5.1
漁業	66 / 0.0	77 / 0.0	70 / 0.0
2次産業	62,282 / 32.6	64,608 / 34.1	64,483 / 34.3
製造業	47,956 / 25.1	50,640 / 26.7	51,253 / 27.3
建設業	14,285 / 7.5	13,899 / 7.3	13,192 / 7.0
その他	41 / 0.0	69 / 0.0	38 / 0.0
3次産業	104,132 / 54.6	107,631 / 56.8	108,739 / 57.8
卸売業, 小売業	29,450 / 15.4	28,035 / 14.8	27,355 / 14.5
サービス業	74,682 / 39.2	79,596 / 42.0	81,384 / 43.3
医療, 福祉	15,792 / 8.3	18,924 / 10.0	20,568 / 10.9
宿泊業, 飲食サービス業	10,233 / 5.4	10,359 / 5.5	9,660 / 5.1
運輸業, 郵便業	8,984 / 4.7	8,754 / 4.6	8,858 / 4.7
教育, 学習支援業	7,207 / 3.8	7,391 / 3.9	7,902 / 4.2
その他	32,466 / 17.0	34,168 / 18.0	34,396 / 18.3
分類不能の産業	14,323 / 7.5	6,837 / 3.6	5,137 / 2.7
合計	191,015 / 100.0	189,331 / 100.0	188,007 / 100.0

※小数点以下第2位を四捨五入して算出したため、個々の値の合計が合わない場合がある。

資料／国勢調査

2020（令和2）年の産業別人口では、3次産業の就業者数が108,739人と最も多く、次いで、2次産業が64,483人、1次産業が9,648人となっています。構成比を見ても、1次産業の比率は下がっている一方で、2次産業と3次産業の比率は増加しています。

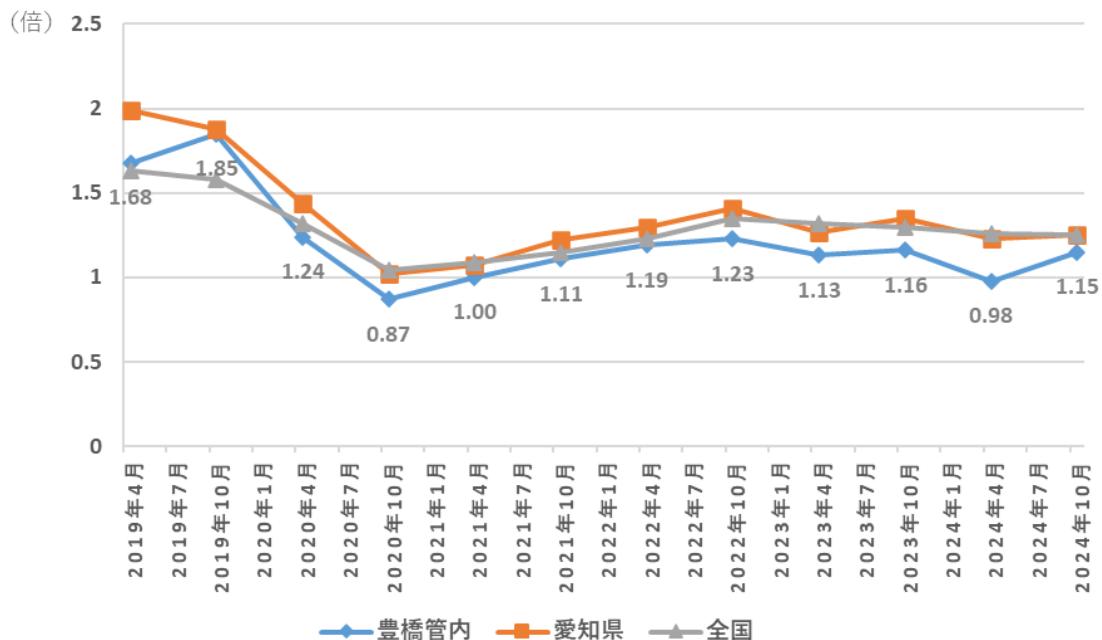
外国人人口の推移（豊橋市）



資料／豊橋市国籍別人員調査表

本市の外国人人口は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、減少したものの、コロナ禍が終息したことで、再び増加しています。

有効求人倍率

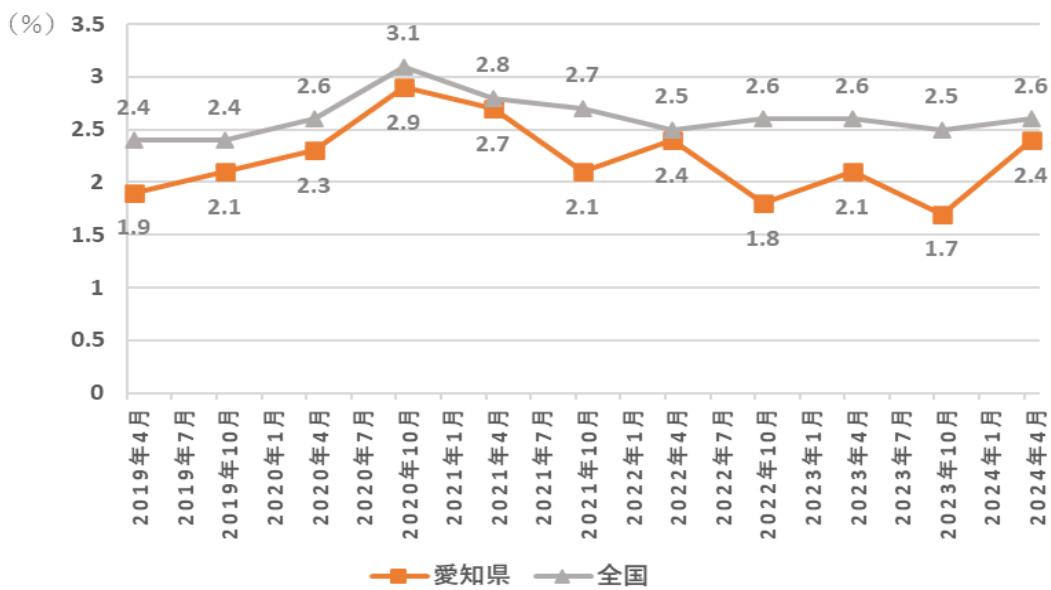


※数値は、豊橋管内のもの。

資料／豊橋公共職業安定所提供

有効求人倍率は、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動の停滞により、低下したものの、それ以降は改善傾向にあります。一方で、全国や愛知県と比較すると、低い数値となっています。

完全失業率

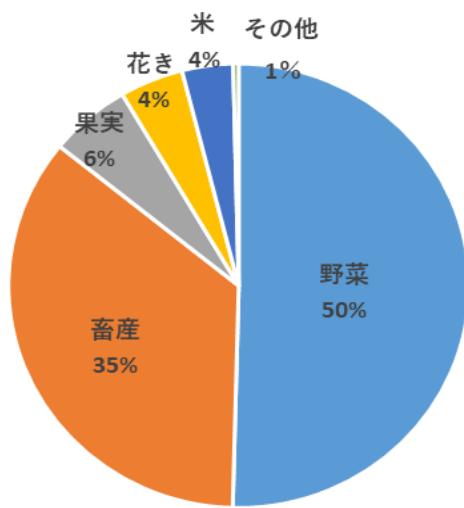


資料／総務省統計局「労働力調査」、愛知県「あいちの就業状況」

完全失業率は、全国と比較し、愛知県は低い水準で推移しています。これは、自動車産業をはじめとする製造業が盛んな地域であり、雇用の安定性が高く、製造業の比率が高い地域では、失業率が低い傾向にあるためです。

【農業】

2023（令和5）年豊橋市農業産出額の内訳（推計）



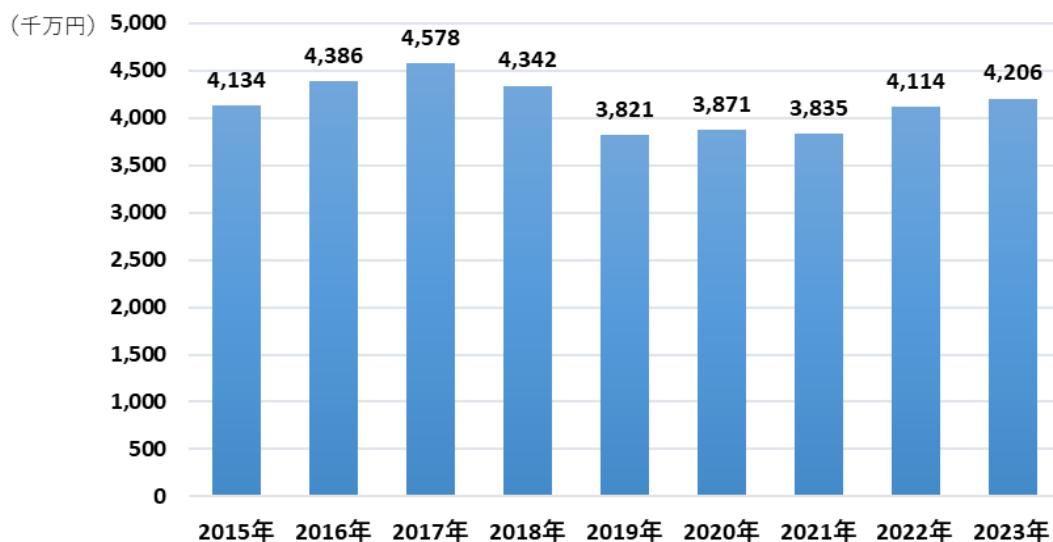
資料／市町村別農業産出額（推計）

2023（令和5）年豊橋市詳細品目別農業産出額（推計）

区分	産出額計	主要な品目										
		米	野菜				果実	柿	花き	畜産		
				キャベツ	トマト	いちご				豚	その他畜産物	
産出額(千万円)	4,206	150	2,107	635	383	134	240	127	187	1,479	591	227
順位	県内	2	4	2	2	2	3	2	1	5	2	1
	全国	15	302	6	3	6	33	95	10	23	46	24

資料／市町村別農業産出額（推計）

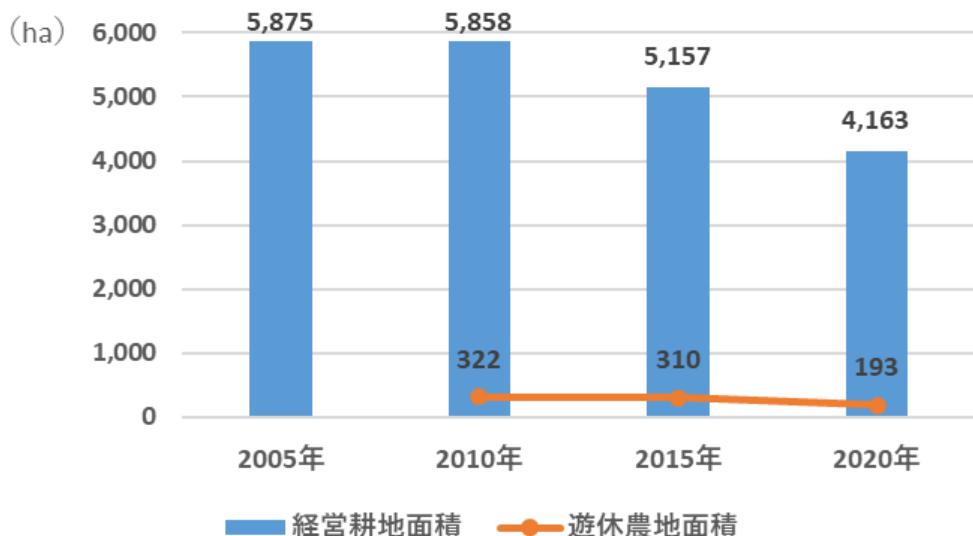
農業産出額の推移（豊橋市）



資料／市町村別農業産出額（推計）

農業産出額は、新型コロナウイルス感染症の影響で減少していましたが、外食産業が回復したことと、大葉などを含む野菜や畜産などの主要品目の販売状況が改善し、近年では、増加傾向にあります。品目別で見ると、野菜が210億7千万円（構成比50%）で最も多く、次いで畜産が147億9千万円（構成比35%）となっており、これら2品目で全体の約85%を占めています。

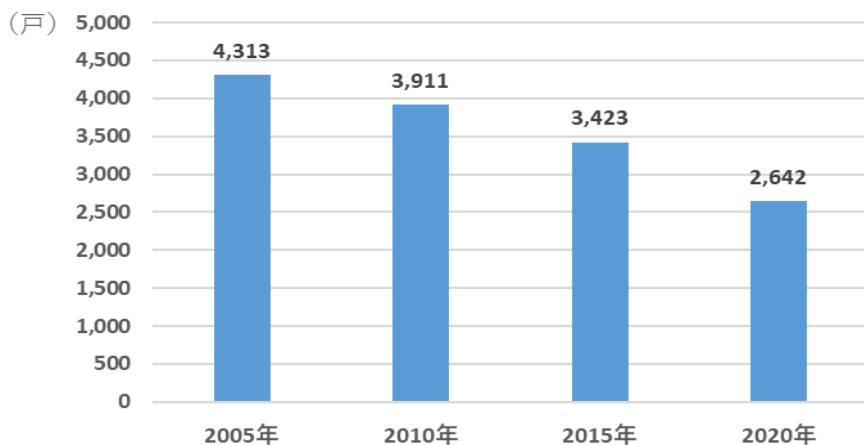
経営耕地面積及び遊休農地面積の推移（豊橋市）



資料／農林業センサス、遊休農地に関する措置の状況に関する調査

経営耕地面積は、作物の生産コストの価格転嫁が難しいことや農業従事者の高齢化、後継者不足等により、農地を維持・管理する人手が不足しているため、年々減少しています。

販売農家戸数の推移（豊橋市）



資料／農林業センサス

販売農家戸数（経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家の数）は、経営耕地面積と同様に減少しています。その要因として、高騰する生産コストの価格転嫁が難しいことから、収益性が低下し、農業経営が圧迫されていることが考えられます。

農業に従事した世帯員（個人経営体）の平均年齢（豊橋市）

	農業従事者			基幹的農業従事者		
	男女計の平均年齢	男性の平均年齢	女性の平均年齢	男女計の平均年齢	男性の平均年齢	女性の平均年齢
2010(平成22)年	57.8	56.6	59.1	62.1	61.4	62.9
2015(平成27)年	60.3	59.2	61.4	63.9	63.1	64.8
2020(令和2)年	62.8	61.7	64.0	65.0	64.0	66.2

※農業従事者：15歳以上の世帯員で年間1日以上自営農業に従事した者

資料／農林業センサス

※基幹的農業従事者：15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事した者

5年以内の後継者の確保状況別経営体数（2020（令和2）年）

単位：経営体

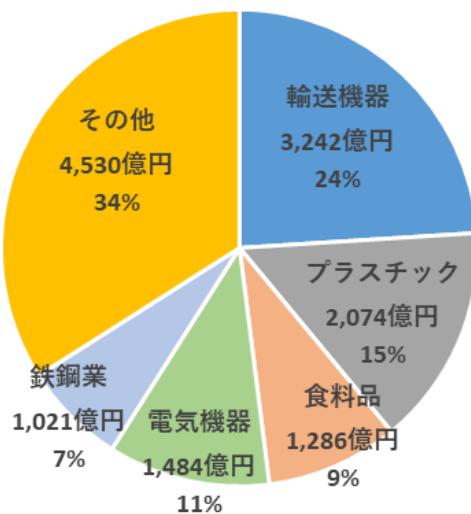
自治体	計	5年以内に農業を引き継ぐ後継者を確保している				5年以内に農業経営を引き継がない	確保していない
		小計	親族	親族以外の経営内部の人材	経営外部の人材		
愛知県	26,893	7,164	7,051	72	41	1,077	18,652
豊橋市	2,741	479	470	5	4	94	2,168

資料／農林業センサス

5年以内の後継者の確保状況別経営体数を見ると、豊橋市の2,741経営体のうち、約80%の2,168経営体が後継者を確保できていない状況です。

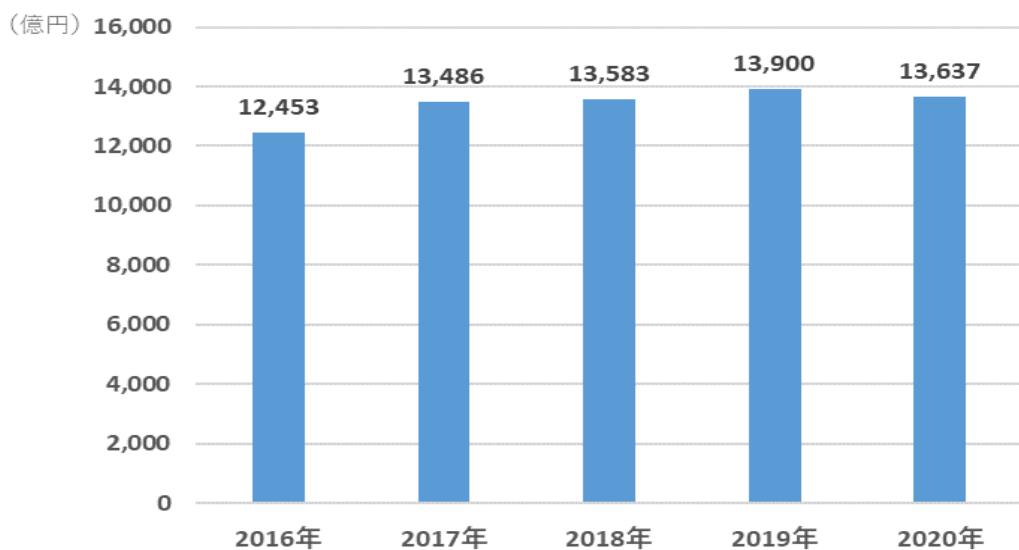
【工業】

2020（令和2）年豊橋市製造品出荷額等の内訳



資料／経済センサス

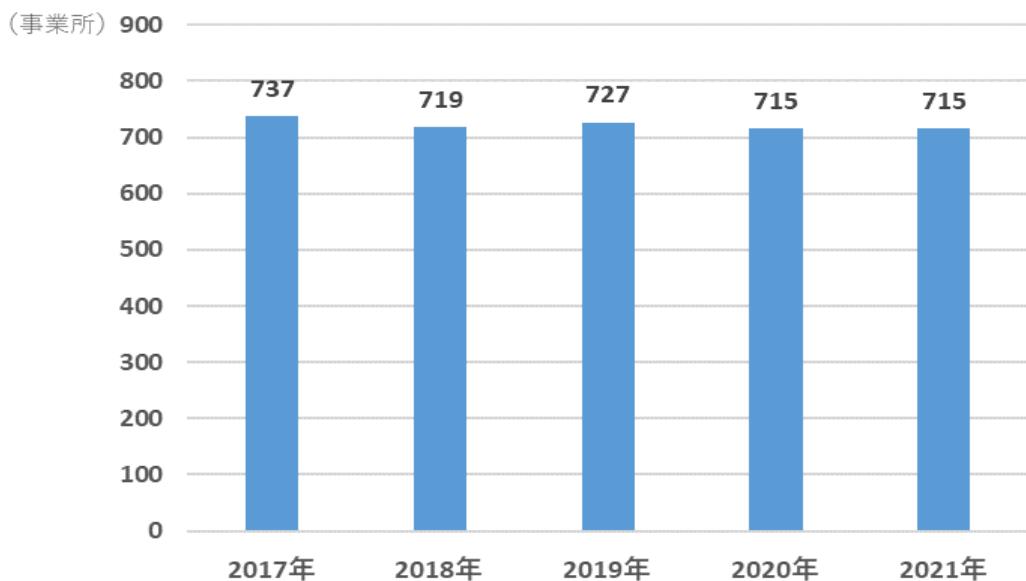
製造品出荷額等の推移（豊橋市）



資料／2017年～2020年：工業統計、2021年：経済センサス

製造品出荷額等の推移は、全体的に横ばいとなっています。2019（令和元）年にかけて、自動車関連産業の投資拡大や生産回復により緩やかに伸びていましたが、2020（令和2）年は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少したことが考えられます。

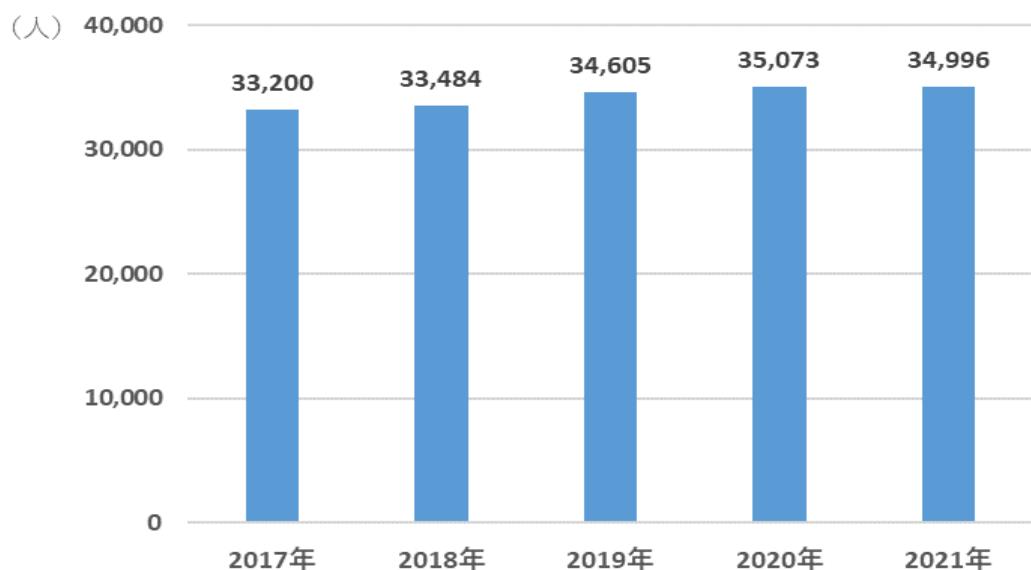
事業所数の推移（豊橋市）



資料／2017年～2020年：工業統計、2021年：経済センサス

事業所数の推移は、2017（平成29）年から2021（令和3）年までほぼ横ばいとなっています。

従業者数の推移（豊橋市）

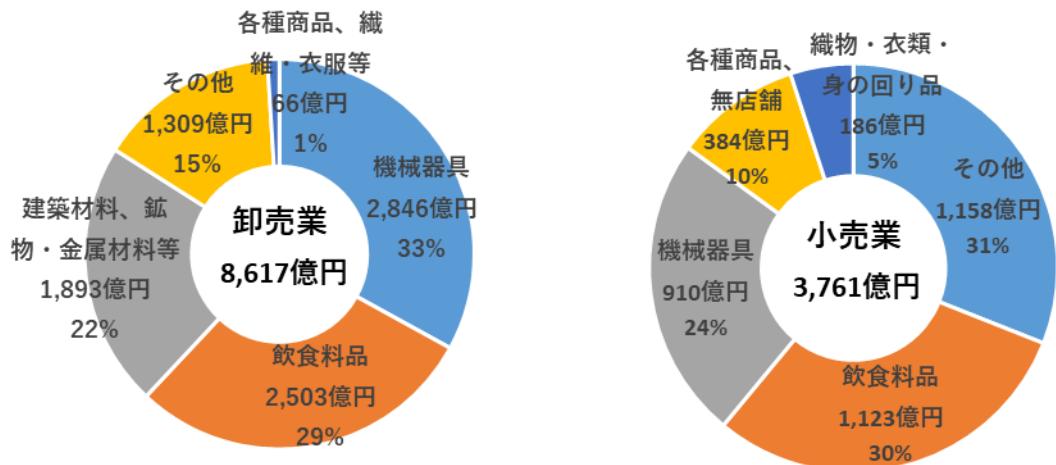


資料／2017年～2020年：工業統計、2021年：経済センサス

従業者数の推移は、全体的に横ばいとなっています。最も従業者数が多い業種は、輸送用機械器具製造業、次いでプラスチック製品製造業、食料品製造業の順となっており、製造品出荷額等と同様の構成となっています。

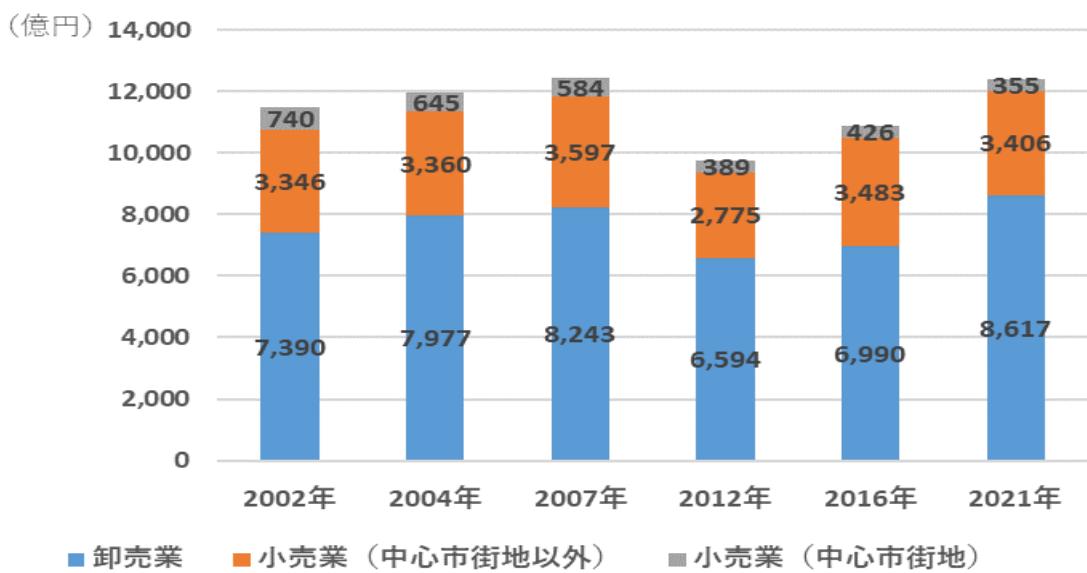
【商業】

2021（令和3）年豊橋市業種別年間商品販売額の内訳



資料／商業統計

年間商品販売額（卸売業・小売業）の推移（豊橋市）



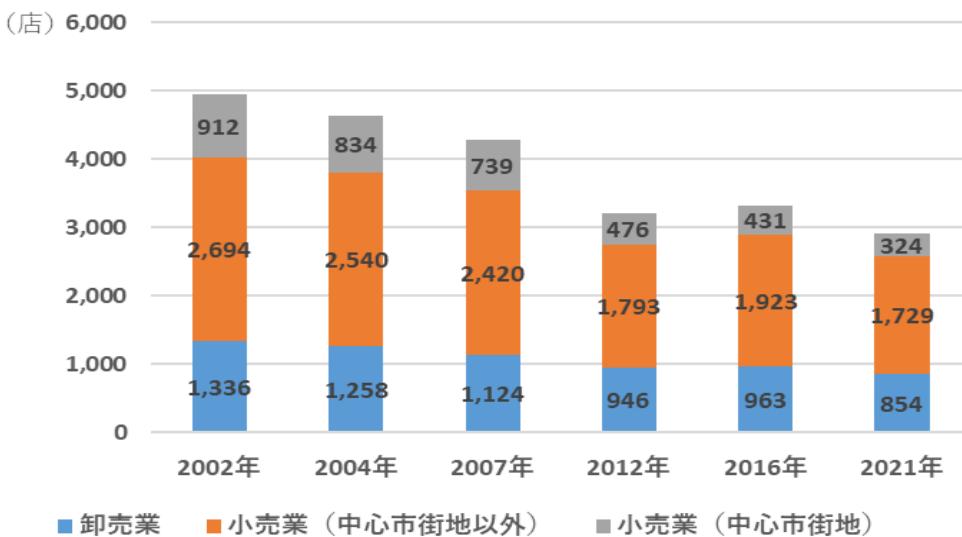
※中心市街地については、松葉・松山・新川校区

資料／商業統計、経済センサス

※記載されている年については、調査年

年間商品販売額の推移は、近年は増加傾向にあります。

商店数（卸売業・小売業）の推移（豊橋市）



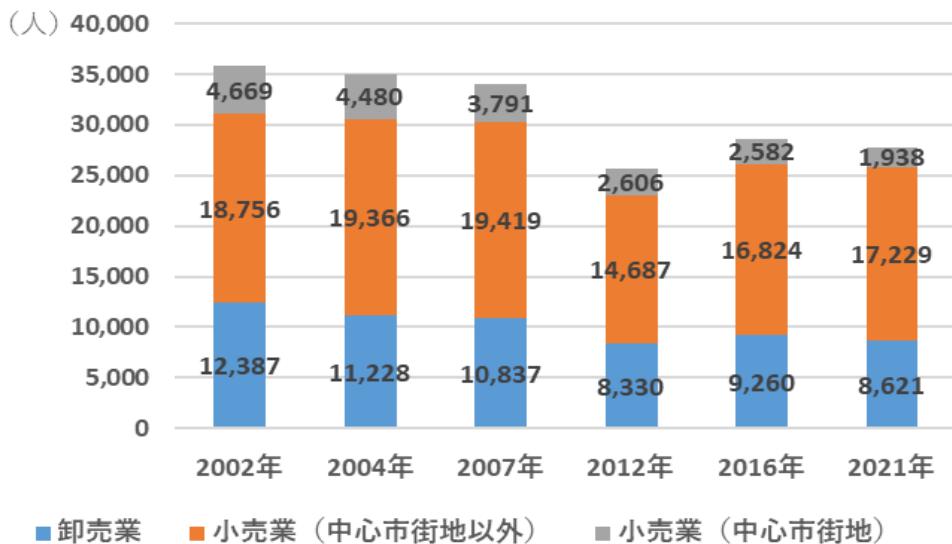
※中心市街地については、松葉・松山・新川校区

資料／商業統計、経済センサス

※記載されている年については、調査年

商店数の推移は、2002（平成14）年から2012（平成24）年にかけて減少しており、2016（平成28）年に増加したものの、2021（令和3）年には再び減少に転じています。その要因として、近隣市への大型商業施設の進出や、コロナ禍における生活様式の変化に加えてインターネット通信販売市場の拡大などにより、中心市街地の商業活動が低迷していることが考えられます。

従業者数（卸売業・小売業）の推移（豊橋市）



※中心市街地については、松葉・松山・新川校区

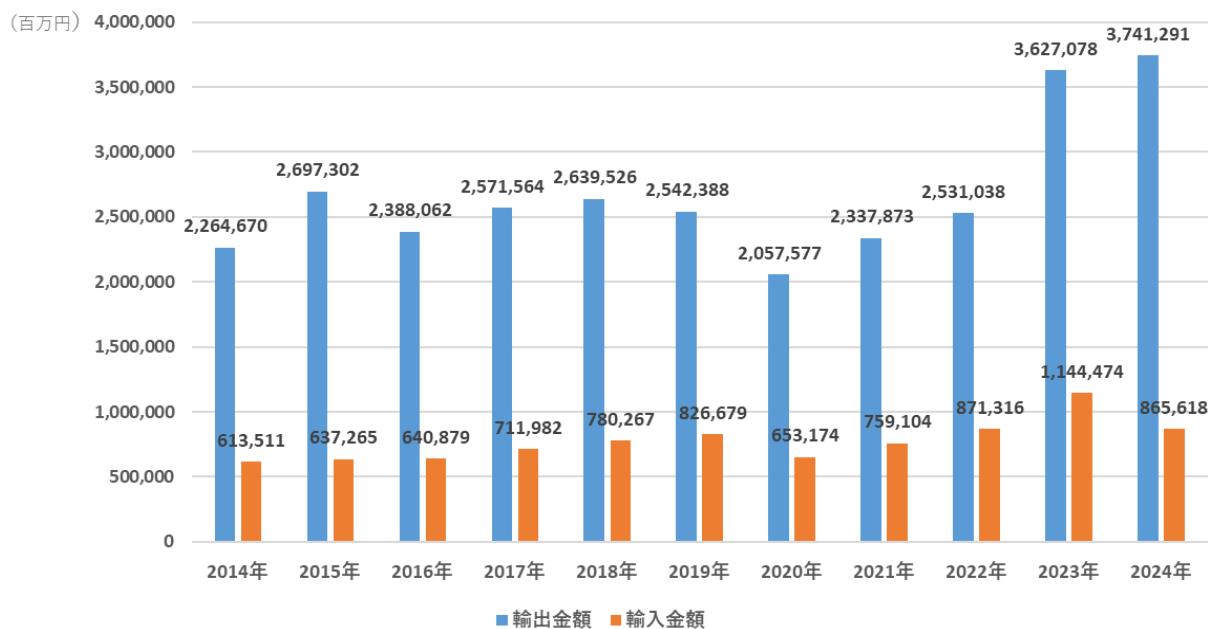
資料／商業統計、経済センサス

※記載されている年については、調査年

従業者数の推移は、全体的に減少傾向にあり、商店数の推移と比例しています。

【港湾】

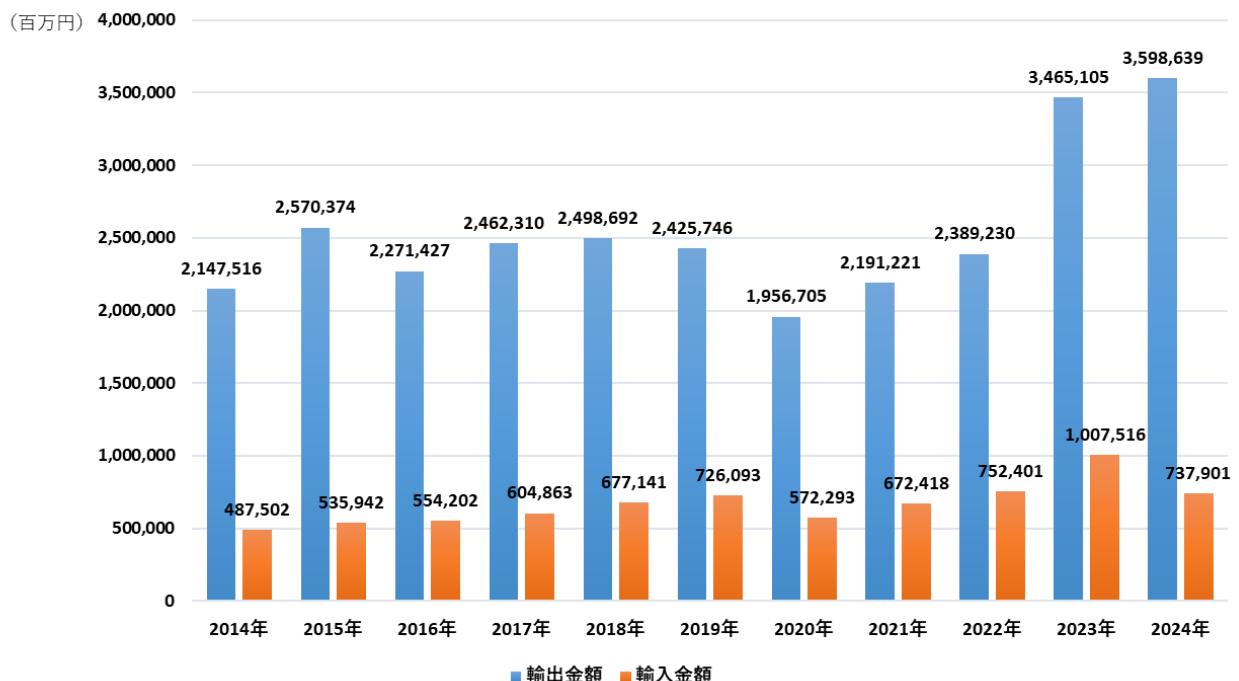
三河港貿易金額の推移



資料／貿易統計

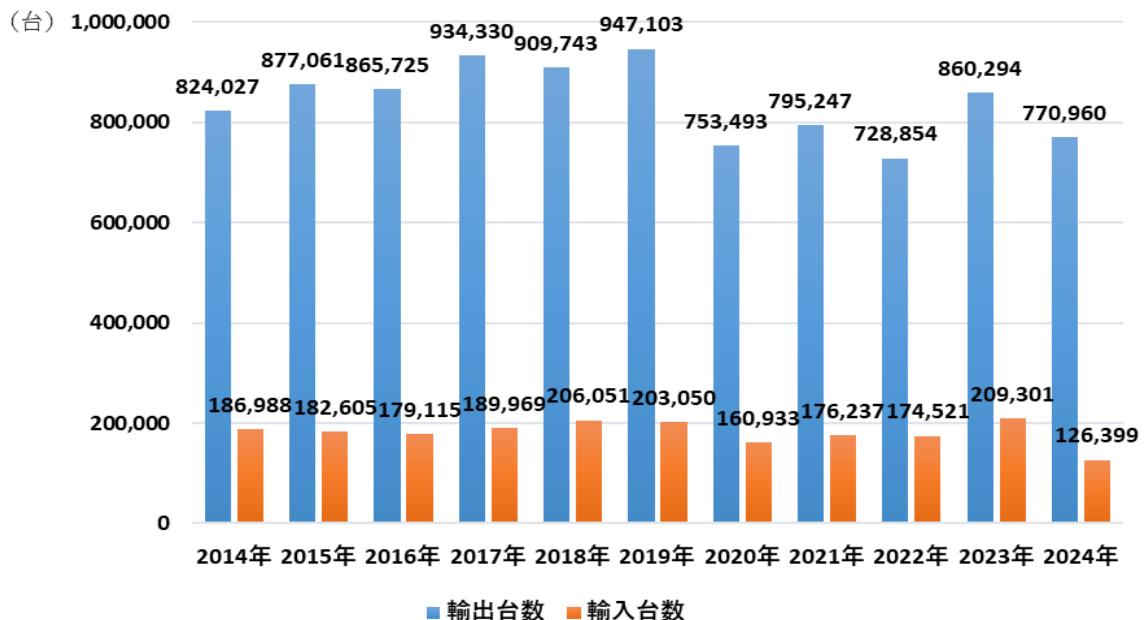
三河港の貿易金額は、近年増加傾向にあります。三河港では、完成自動車の輸出入が大きな割合を占めていることから、その動向が大きく影響します。

三河港完成自動車の取扱推移（金額）



資料／貿易統計

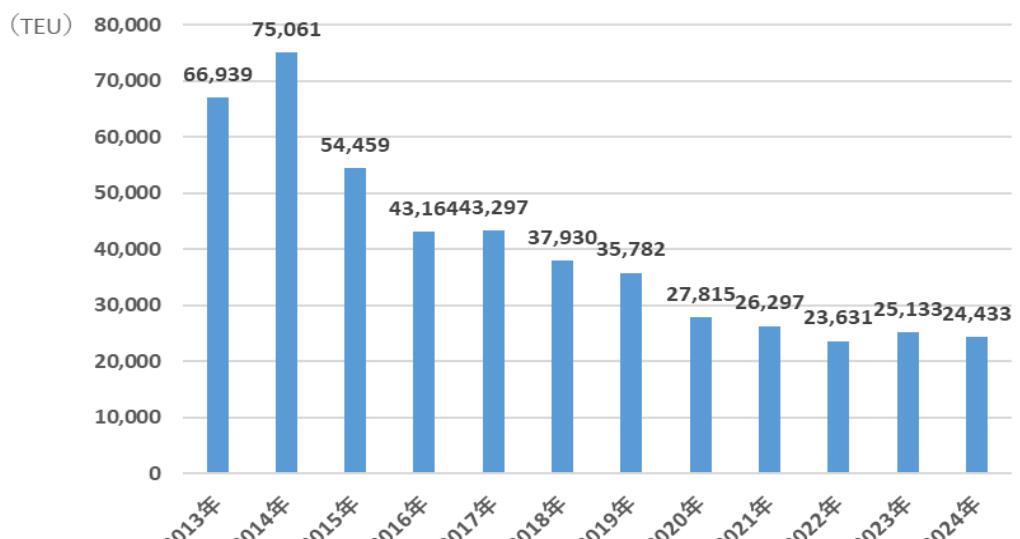
三河港完成自動車の取扱推移（台数）



資料／貿易統計

三河港における完成自動車の取り扱いは、年ごとの変動はあるものの、完成自動車の輸入については、金額・台数ともに32年連続で全国一位です。また、輸出についても、金額・台数ともに名古屋港に次いで、全国二位を維持しています。

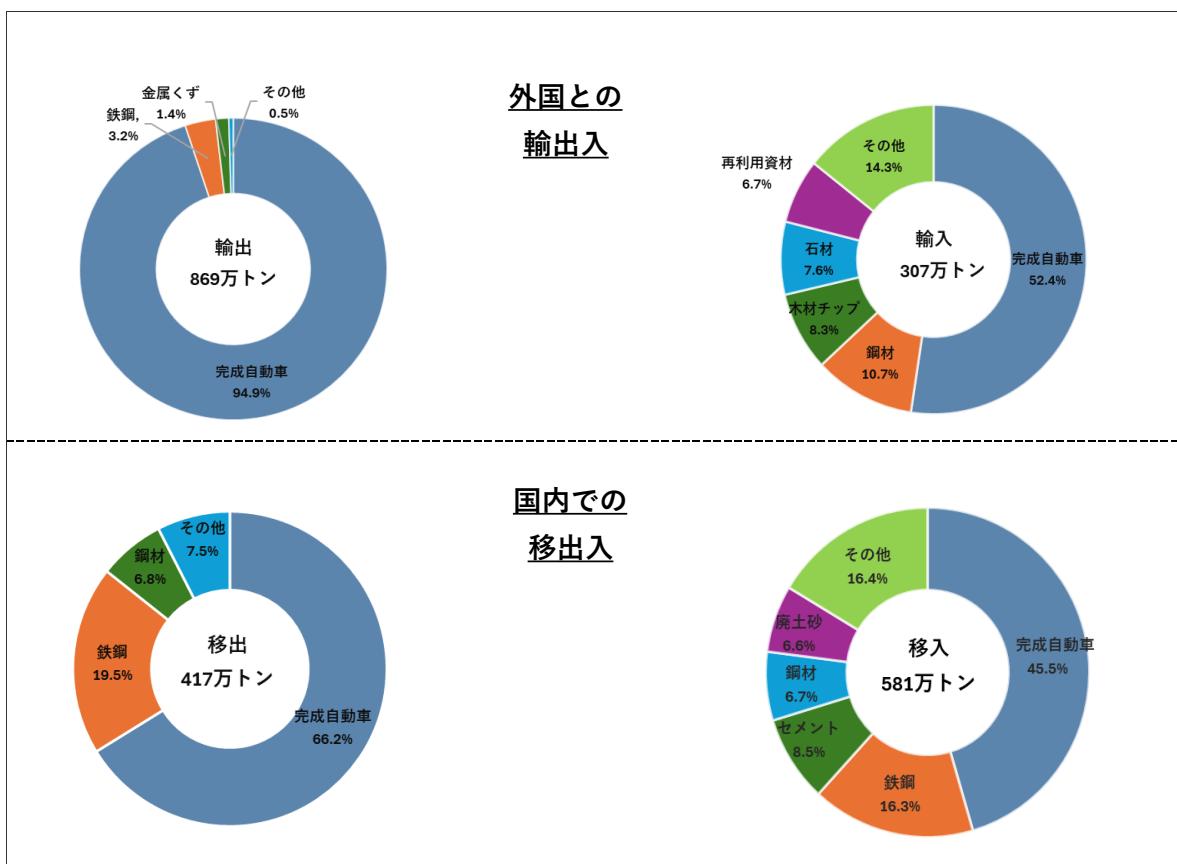
三河港コンテナ取扱実績の推移



資料／三河港統計年報

三河港におけるコンテナ取扱実績は、2013（平成25）年から2015（平成27）年には新規に開設されたウラジオストク航路により過去最大となりましたが、その廃止と中国航路の休止により、実績は減少傾向にあります。

2024（令和6）年三河港 輸移出入 貨物主要品目割合



資料／三河港務所提供

定期コンテナ航路（2025（令和7）年4月現在）

<外貿航路>

航路	船会社	寄港地	寄港回数
韓国	高麗海運（株）(KMTC)	蔚山/釜山/清水/名古屋/四日市/豊橋/蔚山	週1回（土）
韓国	興亞LINE（株）(HeungA)	蔚山/釜山/東京/横浜/名古屋/豊橋/蔚山	週1回（水）
韓国	汎洲海運（株）(PanCon SHIPPING)	蔚山/釜山/清水/東京/豊橋/四日市/名古屋/蔚山	週1回（木）

<国際フィーダー航路>

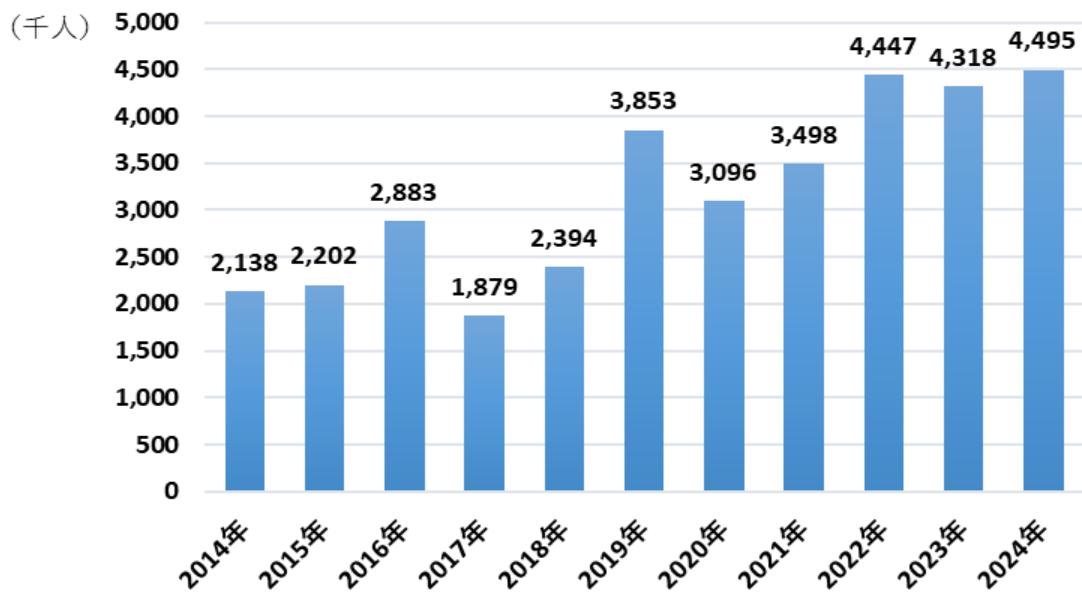
船会社	オリエント オーバーシーズ コンテナ ライン リミテッド (OOCL)		
寄港地	京浜港	豊橋	中京地区港湾

<内貿航路>

寄港地	袖ヶ浦	四日市	豊橋
寄港地	豊橋	仙台	小名浜
寄港地	大分	豊橋	

【観光】

観光入込客数の推移（豊橋市）



資料／愛知県観光コンベンション局 観光レクリエーション利用者統計

主な観光レクリエーション資源・施設の利用者数（豊橋市）

(千人)

観光レクリエーション資源・施設名	2022(令和4)年	2023(令和5)年	2024(令和6)年
道の駅「とよはし」	2,236	2,213	2,184
豊橋総合動植物公園	1,142	961	958
豊橋まつり	600	610	620
美術博物館	98	—	169
視聴覚教育センター・地下資源館	82	87	102
葦毛湿原	43	42	40
花しょうぶまつり（賀茂しょうぶ園）	100	100	90
豊橋祇園祭（吉田神社）	—	100	100

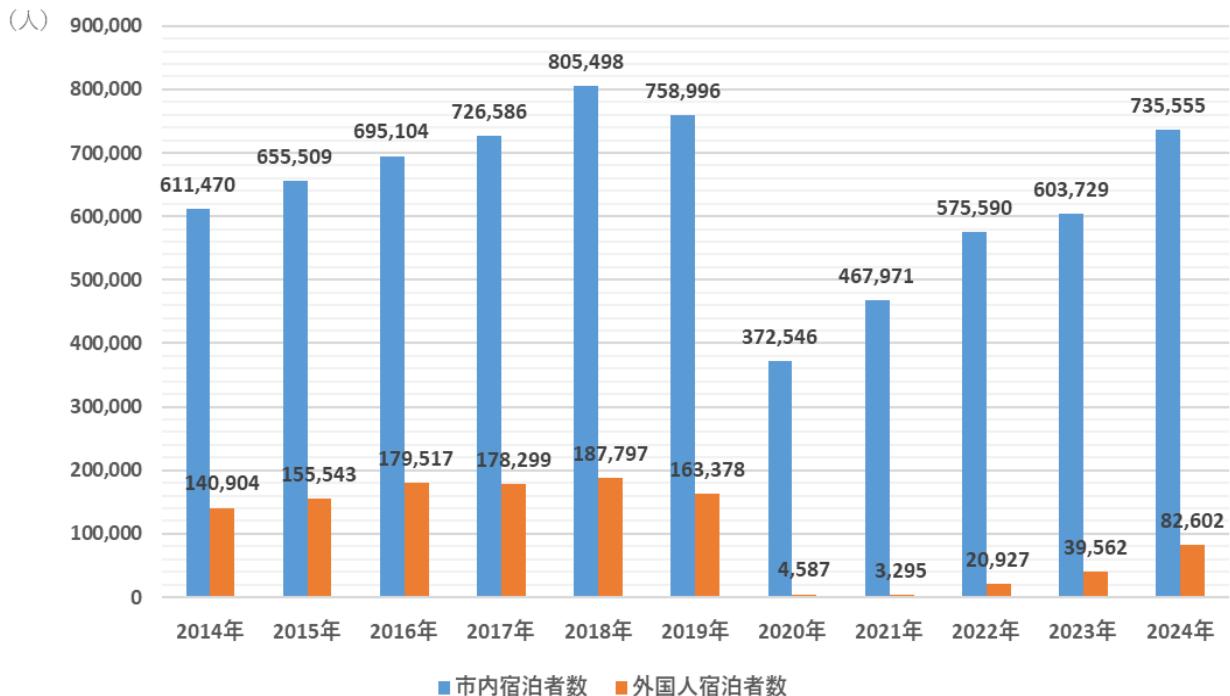
※美術博物館は、2023（令和5）年に改修工事のため閉館

※豊橋祇園祭（吉田神社）は、2022（令和4）年に新型コロナウィルス感染症の影響により中止

資料／愛知県観光コンベンション局 観光レクリエーション利用者統計

観光入込客数は、近年増加傾向にあります。最も多く来訪されているのは、道の駅「とよはし」の約218万人であり、次いで豊橋総合動植物公園の約96万人となっています。

市内宿泊施設宿泊者数の推移

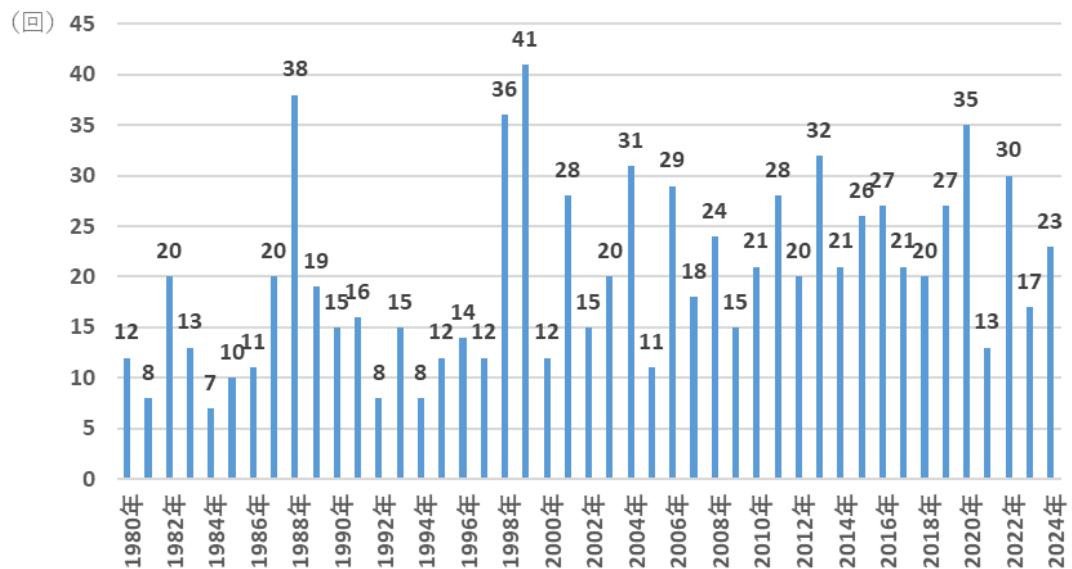


資料／豊橋観光コンベンション協会定時総会資料

市内宿泊施設への宿泊者数は、国内個人・団体ともにコロナ禍以前の水準まで回復しつつあります。一方で、宿泊客の多くを占めていた中国人観光客などのインバウンド需要が回復していない状況です。

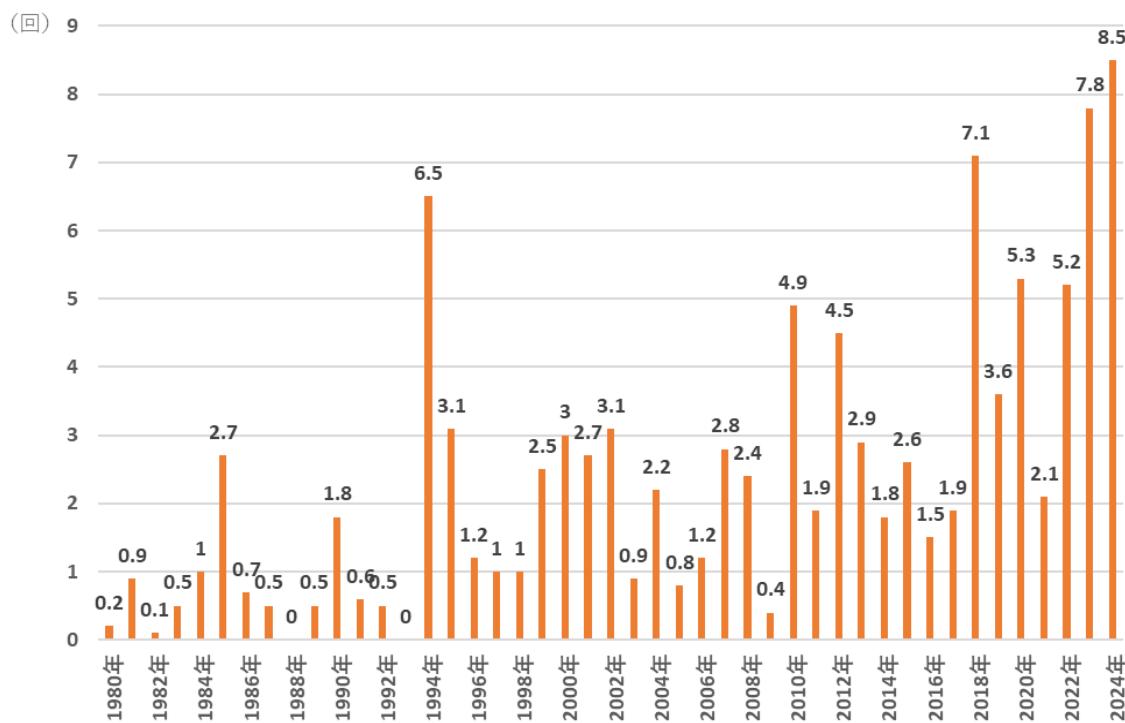
【その他本市産業をとりまく統計資料】

全国（アメダス）の1時間降水量80mm以上の年間発生回数



資料／気象庁 全国（アメダス）の1時間降水量80mm以上の年間発生回数

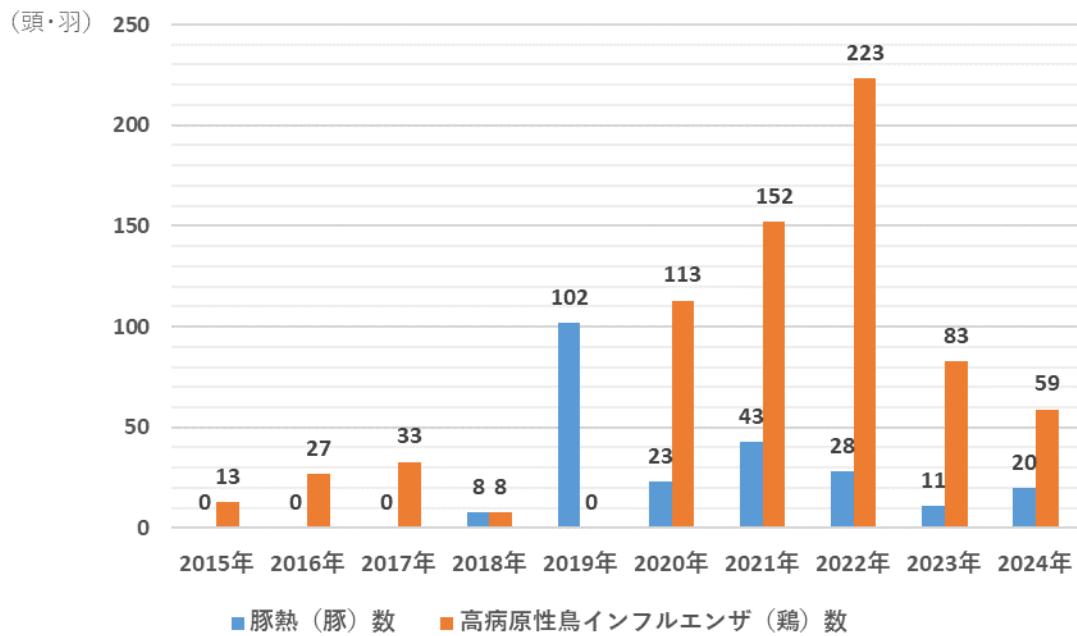
全国（アメダス）の全国13地点平均 日最高気温35度以上（猛暑日）の年間日数



資料／気象庁 全国（アメダス）の全国13地点平均 日最高気温35度以上（猛暑日）の年間日数

地球温暖化の影響によって気温が上昇しており、猛暑日が増加しています。さらに、気候変動によって短時間での豪雨や台風などの発生頻度が増加するとともに、自然災害が激甚化しています。

全国の特定家畜伝染病（鳥インフルエンザ・豚熱）の発生状況



※特定家畜伝染病防疫指針に基づき患畜と判定した個体（ウイルスが分離された個体等）を発生頭数に計上している。

資料／監視伝染病発生年報

全国の特定家畜伝染病（鳥インフルエンザ・豚熱）の発生状況を見ると、2020（令和2）年から被害件数が増加しており、特に鳥インフルエンザの増加が顕著となっています。

豊橋市産業戦略プラン策定会議設置要綱

(設置)

第1条 豊橋市産業戦略プラン（以下「戦略プラン」という。）を策定するため、豊橋市産業戦略プラン策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、次の事務を所掌する。

(1) 戰略プランの策定に関する方針及び重要事項の調整

(2) その他戦略プランの策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 策定会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長、副会長及び委員には、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

3 会長は、策定会議を総理する。

4 副会長は、会長が不在のときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 策定会議は、会長が招集する。

2 会長が必要と認めたときは、関係職員の会議への出席を求め意見を聞くことができる。

(幹事会)

第5条 策定会議に、幹事会を置く。

2 幹事会は、戦略プランの策定に関する基本的事項の調査及び検討を行う。

3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

(プロジェクトチーム)

第6条 策定会議の下に、必要に応じて、プロジェクトチームを設置することができる。

(事務局)

第7条 策定会議の事務局は、産業部産業政策課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年11月25日から施行する。

別表1（第3条関係）

策定会議

役 職	職 名
会 長	稻田副市長
副会長	島村副市長
委 員	危機管理統括部長
//	総務部長
//	財務部長
//	企画部長
//	市民協創部長
//	こども未来部長
//	環境部長
//	産業部長
//	建設部長
//	都市計画部長
//	教育部長

別表2（第5条関係）

幹事会

役 職	職 名
幹事長	産業政策課長兼地域イノベーション推進室長
//	北部地域活性化推進室長
//	商工業振興課長
//	観光プロモーション課長
//	みなと振興課長
//	競輪事務所長
//	農業企画課長
//	農業支援課長
//	まちなか活性課長
//	農業委員会事務局長

豊橋市産業戦略プラン外部委員等検討会議設置要綱

(設置)

第1条 豊橋市産業戦略プラン（以下「戦略プラン」という。）を策定するため、豊橋市産業戦略プラン外部委員等検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 戰略プランに関する助言や提案に関すること。
- (2) その他戦略プランの策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 検討会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 産業関係団体の構成員
- (2) 農業委員会の委員
- (3) 学識経験者
- (4) 行政職員
- (5) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は委嘱の日から戦略プラン策定の日までとする。

(会長)

第5条 検討会議に会長を置く。

- 2 会長は、豊橋市産業部長とする。
- 3 会長は検討会議を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議は、会長が召集する。

- 2 検討会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、会長とする。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、検討会議に関係者の出席を求め、意見等の聴取をすることができる。

(事務局)

第7条 検討会議の事務局は、産業部産業政策課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議に関し必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月15日から施行する。
- 2 豊橋市産業戦略プラン策定調査委員会設置要綱は、廃止する。

■豊橋市産業戦略プラン外部委員等検討会議 委員名簿

※50 音順（敬称略）

氏名	所属職名	区分
伊作 猛	武藏精密工業(株) (MUSASHi Innovation Lab CLUE) CIO	民間（イノベーション）
打田 淳	東三河総局 産業労働課 課長	行政
加藤 智久	豊橋観光コンベンション協会 専務理事	民間（観光）
黒野 有一郎	豊橋発展会連盟 会長	民間（商業）
小林 和夫	豊橋商工会議所 専務理事	民間（商工業）
高部 宏生	豊橋市農業委員会 会長職務代理者	農業委員会
高山 弘太郎	豊橋技術科学大学 機械工学系 教授	学識経験者
武田 敦史	豊橋農業協同組合 営農部長	民間（農業）
花岡 幹明	豊橋創造大学 短期大学部キャリアプランニング科 教授	学識経験者
広田 哲明	(株)総合開発機構 取締役 明海事業所長 (三河湾明海地区産業基地運営自治会)	民間（工業）
牧野 正樹	(株)サイエンス・クリエイト 統括部長	民間（産業支援機関）
宮川 直樹	豊橋信用金庫 専務理事	民間（金融）
山口 治子	愛知大学 地域政策学部 教授	学識経験者
山本 貴士	連合愛知豊橋地域協議会 代表	民間（労働）

豊橋市中小企業振興基本条例

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興について、基本理念を定め、及び市の責務等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定め、これを総合的に推進することにより、もって地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業者のうち、中小企業基本法第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所等を有するものをいう。
- (3) 大企業者等 中小企業者以外の事業者であって、市内に事務所等を有するものをいう。
- (4) 中小企業支援機関 商工会議所その他の中小企業者に対する支援を行う団体であって、市内に事務所等を有するものをいう。
- (5) 中小企業団体 商店街振興組合、事業協同組合その他の中小企業者に関する団体であって、市内に事務所等を有するものをいう。
- (6) 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を行うものであって、市内に事務所等を有するものをいう。
- (7) 大学 市内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学であって、中小企業の振興に資する教育及び研究を行うものをいう。
- (8) 労働団体 労働者が主体となって自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合団体であって、市内に事務所等を有するものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 中小企業者の自主的な努力を基本とし、経営の改善及び向上が図られるこ。
- (2) 中小企業者が、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に重要な役割を果た

しているという認識の下に行うこと。

(3) 市並びに中小企業者、大企業者等、中小企業支援機関、中小企業団体、金融機関、大学及び労働団体（以下「中小企業者等」という。）が相互に連携するとともに、市民の協力を得ること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進する。

2 市が行う工事の発注並びに物品及び役務の調達に当たっては、契約の透明性及び競争の公正性の確保並びに予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の確保を図るものとする。

3 市は、中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、中小企業者等と連携するとともに、国及び県と協力し、並びに市民の協力を得るよう努めるものとする。

(中小企業者の役割)

第5条 中小企業者は、経済的・社会的環境の変化に応じ、自主的にその経営の改善及び向上に努めるものとする。

2 中小企業者は、自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、雇用機会の確保及び人材の育成に努めるとともに、当該中小企業者が雇用している従業員の労働環境の整備に努めるものとする。

3 中小企業者は、自らの経営力を強化するため、中小企業支援機関及び中小企業団体を積極的に活用し、経営等に関わる情報収集に努めるとともに、中小企業者相互の交流に努めるものとする。

(大企業者等の役割)

第6条 大企業者等は、事業活動を行うに当たっては、中小企業者が地域経済の基盤を形成していることを認識し、中小企業者との連携及び協力に努めるものとする。

(中小企業支援機関の役割)

第7条 中小企業支援機関は、中小企業者の経営の改善及び向上のための取組を積極的に行うものとする。

2 中小企業支援機関は、中小企業者の実態を把握するとともに、他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

(中小企業団体の役割)

第8条 中小企業団体は、その事業活動を通じて、中小企業者の経営の改善及び向上に取り組むよう努めるとともに、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第9条 金融機関は、中小企業者に適した円滑な資金の供給、有用な情報の提供、経営相談等の支援を通じて、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(大学の役割)

第10条 大学は、人材の育成並びに研究開発及びその成果の普及における自主的な取組を通じて、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(労働団体の役割)

第11条 労働団体は、労働環境の改善に関する活動等を通じて、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第12条 市民は、中小企業の振興が地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に資することを理解し、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(基本施策)

第13条 市は、中小企業の振興に関する施策の実施に当たっては、次に掲げる事項を基本とするものとする。

- (1) 経営基盤の強化及び経営革新の促進を図ること。
- (2) 生産性向上の促進を図ること。
- (3) 事業承継の円滑化及び創業の促進を図ること。
- (4) 資金調達の円滑化を図ること。
- (5) 人材の確保及び雇用の促進を図ること。
- (6) 産業人材の育成を図ること。
- (7) 多様な人材が働きやすい労働環境の整備の促進を図ること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、中小企業の振興に関すること。

(小規模企業者への配慮)

第14条 市は、中小企業の振興に関する施策の実施に当たっては、経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者の事情に配慮するものとする。

(意見の聴取)

第15条 市は、中小企業の振興に関する施策の実施に当たっては、その施策を効果的に推進するため、必要に応じて中小企業支援機関等の意見を聞くものとする。

(財政上の措置)

第16条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(豊橋市中小企業近代化奨励条例及び豊橋市中小企業振興条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 豊橋市中小企業近代化奨励条例（昭和41年豊橋市条例第10号）

(2) 豊橋市中小企業振興条例（昭和47年豊橋市条例第15号）

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に廃止前の豊橋市中小企業近代化奨励条例又は豊橋市中小企業振興条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく奨励金及び助成金に係る処分、手続その他の行為については、旧条例は、この条例の施行後も当該処分、手続その他の行為について、なおその効力を有する。